

第3期 データヘルス計画

第4期特定健康診査等実施計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和6(2024)年3月
江田島市国民健康保険

目次

第3期データヘルス計画

I 基本的事項	1
背景と目的	
計画の位置づけ	
計画期間	
実施体制・関係者連携	
基本情報	
現状の整理	
II 健康・医療情報等の分析と課題	3
平均寿命等	
医療費の分析	
特定健康診査・特定保健指導の分析	
介護費の分析	
その他	
健康課題の抽出	
III 計画全体	18
健康課題	
計画全体の目的・目標／評価指標／現状値／目標値	
保健事業一覧	
IV 個別事業計画	19
1 特定健康診査	
2 特定保健指導	
3 重症化予防事業	
4 その他事業	
V その他	29
データヘルス計画の評価・見直し	
データヘルス計画の公表・周知	
個人情報の取扱い	
地域包括ケアに係る取組	
その他留意事項	
第4期特定健康診査等実施計画	30

第3期データヘルス計画

I 基本的事項

計画の趣旨	背景と目的	<p>平成25(2013)年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとなった。</p> <p>その方針を踏まえ、厚生労働省は平成26(2014)年3月に保健事業の実施等に関する指針の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、保健事業の実施及び評価、改善を行うこととされた。</p> <p>こうした背景を踏まえ、本市においても、平成27(2015)年度から「江田島市データヘルス計画」を策定した。この度、「第2期データヘルス計画」（平成30(2018)年度～令和5(2023)年度）の終了に伴い、新たに「第3期データヘルス計画」を策定し、引き続き、被保険者が生涯にわたり心身ともに健やかで自分らしい生活を送ることができるよう、健康課題の解決に向けた保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を推進していく。</p> <p>なお、策定に当たっては、「第4期特定健康診査等実施計画」を「第3期データヘルス計画」の一部として位置づけ、一体的に策定し具体的な実施方法を定める。</p>
	計画の位置づけ	<p>本計画は、国民健康保険法第82条の規定により厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16(2004)年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、江田島市国民健康保険が策定する。</p> <p>また、本計画は、本市の「第2次江田島市総合計画」を上位計画とし、関連する「第4次健康江田島21計画」「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」との整合性を図る。</p>
計画期間		令和6(2024)年度～令和11(2029)年度
実施体制・関係者連携	庁内組織	本計画の策定および保健事業の運営に当たっては、福祉保健部保健医療課が主体となって進める。
	地域の関係機関	本計画の策定および保健事業の運営に当たっては、安芸地区・佐伯地区医師会、広島県国民健康保険団体連合会、広島県後期高齢者医療広域連合、その他地域の関係団体と連携して実施する。

(1) 基本情報

人口・被保険者		被保険者等に関する基本情報				(令和5(2023)年3月31日時点)	
		全体	%	男性	%	女性	%
人口(人)		20,955		10,232		10,723	
国保加入者数(人) 合計		5,246	100%	2,592	100%	2,654	100%
0~39歳(人)		942	18%	535	20%	407	15%
40~64歳(人)		1,542	29%	796	31%	746	28%
65~74歳(人)		2,762	53%	1,261	49%	1,501	57%
平均年齢(歳)		57		55		58	

地域の関係機関	計画の実効性を高めるために協力・連携する地域関係機関の情報
	連携先・連携内容
保健医療関係団体	安芸地区医師会、佐伯地区医師会：特定健康診査・特定保健指導事業、糖尿病性腎症重症化予防事業等
国保連・国保中央会	各保健事業に関するデータ提供や支援を受ける。
後期高齢者医療広域連合	前期高齢者のデータ連携ならびに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において連携して実施する。
その他	保健事業の周知・啓発活動においては、自治会等と連携して実施する。

(2) 現状の整理

保険者の特性	被保険者数の推移	令和4(2022)年度の被保険者数(3月末現在)は5,246人であり、平成30(2018)年度の6,468人から年々減少傾向にある。
	年齢別被保険者構成割合	令和4(2022)年度は、39歳以下が18%、40~64歳が29%、65~74歳が53%であり、県平均及び国平均よりも39歳以下、40~64歳の割合が低く、65~74歳の割合が高い。
	その他	本市の人口減少とともに、被保険者数も減少傾向にある。被保険者の加入率は平成30(2018)年度の28.15%に対し、令和4(2022)年度は25.03%となり、4年間で3.12ポイント減少している。
前期計画等に係る考察	<p>第2期データヘルス計画では、被保険者の健康寿命の延伸・医療費の適正化を目的とし、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上、生活習慣病等の対策に重点的に取り組んだ。</p> <p>しかし、特定健康診査受診率は、令和元(2019)年度の35.8%をピークに、コロナ禍以降横ばい状態である。特定保健指導率についても、令和4(2022)年度は26.6%と県平均より高いが向上していない。</p> <p>特定健康診査の結果についても、男女ともに肥満傾向であり、医療費(生活習慣病)では、高血圧症、糖尿病の一人当たり医療費が県と比較して高い点を鑑み、特定健康診査の受診率と保健指導利用率のさらなる向上に努めなければならない。それにより、生活習慣病の重症化による心血管疾患の発症を予防することができ、医療費の適正化と健康寿命の延伸につながるものと考えられる。</p> <p>生活習慣病予防の早期介入には、市民の健康意識の向上を図り、受診率の低い、40~50歳代の健診受診率の向上に努めなければならない。</p> <p>また、女性のがん検診の受診率が、依然広島県と比較して低い傾向にある。母子保健事業と連携しながら、若い女性にがん検診の必要性について周知を図ってきたい。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業についても、糖尿病以外の慢性腎臓病対策と合わせて、保健事業を市内の医療機関と協働で実施していく必要がある。</p>	

II 健康・医療情報等の分析と課題

分類	健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	参照データ	対応する健康課題 No.	
平均寿命・平均自立期間・標準化死亡率等	令和4(2022)年度の平均余命は、男性80.3歳、女性85.9歳となっており、男女とも県を少し下回っている。平均自立期間(要介護2以上)は、男性79.0歳、女性82.7歳となっており、男女とも県を下回っている。標準化死亡率は、自殺や交通事故を除くと、心疾患が198.3と最も高く、次に急性心筋梗塞155.7、脳血管疾患120.6、COPD(慢性閉塞性肺疾患)が120.0と高くなっている。いずれも県と比べると高い数値となっている。	【図表1】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 平均余命と平均自立期間の見える化ツール 【図表2】令和3(2021)年 広島県人口動態統計年報	B	
医療費の分析	医療費のボリューム(経年比較・性年齢級別等)	一人当たり医療費は、被保険者数が減少傾向にあるのに対し、平成30(2018)年以降ほぼ横ばいの状況が続いている。令和4(2022)年度は487,878円であり、県の432,690円より55,188円高い。令和4(2022)年度の一人当たりの医療費を、外来、入院、歯科別にみると、いずれも国、県と比較し高くなっている。特に入院が、本市は16,410円で、国より5,490円、県より4,190円高くなっている。	【図表3】江田島市の国保 令和5年度版 【図表4】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 地域の全体像の把握	A、B
	疾病分類別の医療費	令和4(2022)年度の医療費23.8億円のうち、新生物(腫瘍)が16.1%(3.8億円)、循環器系の疾患が14.5%(3.4億円)、神経系の疾患8.7%(2.1億円)などとなっている。総医療費に占める生活習慣病の割合は約23%となっている。生活習慣病の中でも、筋・骨格、糖尿病、高血圧症の医療費の占める割合が高く、一人当たりの医療費も国や県と比較して高い。また、狭心症や心筋梗塞といった、生活習慣病の重症化による疾患の一人当たり医療費も、国や県と比較して高く、特に心筋梗塞の一人当たり医療費は、国や県の3倍となっている。疾病細小分類における一人当たり医療費は、精神を除いて糖尿病、関節疾患、高血圧症の順に高い。入院の一人当たり医療費は、総合失調症、骨折、大腸がん、関節疾患等の順位となっており、いずれも、国、県、同規模よりも高い数値となっている。特に大腸がんは、国や県に比べ2倍以上となっている。上位10疾患の一人当たり医療費を男女別にみると、精神疾患を除いて、女性は関節疾患、骨折、大腸がんの入院費が高くなっている。入院外では、糖尿病、高血圧症、関節疾患、脂質異常症等の順位となっており、国や県に比べいずれも高い数値となっている。上位10疾患の医療費を男女別にみると、男女ともに糖尿病、高血圧症の医療費が高く、女性では関節疾患、男性では、慢性腎臓病(透析あり)の医療費が上位となっている。	【図表5】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ(大分類) 【図表6】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ(生活習慣病分類) 【図表7】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ(細小分類(82))	A、B、E、F
	後発医薬品の使用割合	後発医薬品の使用割合は76.3%(令和4(2022)年度実績)で、国の目標値80%に達していない。	国保連集計データ	A、B
	重複・頻回受診、重複服薬者割合	重複・頻回受診者、重複服薬者が被保険者全体の1.1%(57人)いる。	令和4(2022)年度事業実績	G
特定健康診査・特定保健指導の分析	特定健康診査・特定保健指導の実施状況	特定健康診査の受診者数は、対象者数の減少に伴い減少傾向にある。令和4(2022)年度の受診率は32.3%で、県の受診率よりは高いが、前年度と比べわずかに低くなっている。性別・年代別では、全般に女性の受診率が高く、加齢とともに受診率が向上する傾向にある。70~74歳では男性38.3%、女性41.4%となっている。特に65歳未満では、国や県と比較しても受診率が低く、女性でも60歳未満の受診率が低い。特定保健指導の実施率は、令和2(2020)年度以降低下傾向だったが、令和4(2022)年度の実施率は26.6%で前年度より5%高く、県と比較して1.9%高い。	【図表8-1、8-2、9】厚生労働省 国民健康保険法定報告	A、C
	特定健康診査結果の状況(有所見率・健康状態)	有所見者割合は、県と比較してBMI、腹囲、LDLコレステロール、空腹時血糖、血圧の割合が高くなっている。県との有所見者標準化比(県=100)で見ると、男性は、BMI、腹囲、LDLコレステロール、空腹時血糖、収縮期血圧、クレアチニンが高く、女性はBMI、腹囲、HDLコレステロール、空腹時血糖、血圧が高い。	【図表10】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 国立保健医療科学院標準化ツール使用	-
	質問票調査の状況(生活習慣)	令和元(2019)~令和4(2022)年度の特定健康診査質問票による生活習慣の割合標準化比(県=100)を見ると、男女ともに、喫煙、20歳の時の体重から10kg以上の増加、食べる速度速い、就寝前夕食、朝食を抜く及び間食毎日と、食習慣に関する課題が多く、生活習慣を改善する意欲なしと回答する割合も高くなっている。特に男性は、咀嚼ほとんどかめないと回答する割合が、県より2倍以上高い。	【図表11】令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 国立保健医療科学院標準化ツール使用	-

<p>レセプト・健診結果等を 組み合わせた分析</p>	<p>令和元(2019)～令和4(2022)年度の筋・骨格疾患の一人当たり医療費は、骨折、関節疾患すべて、県と比較して高い。 令和4(2022)年度の筋・骨格一人当たり医療費を性別・年齢別で県と比較すると、男性は70歳未満では県より低く、女性は45～49歳以外の年代では、全て県より高くなっている。男女とも、70歳以上から県より著しく高くなり、女性ではその傾向が顕著である。 令和元(2019)～令和4(2022)年度の糖尿病の一人当たり医療費は、県と比較して高い。 令和4(2022)年度糖尿病の一人当たり医療費を性別・年齢別で県と比較すると、本市、県ともに男性の方が高い。年齢別に見ると、男女ともに50～54歳では県より高く、60～64歳では男性が県の1.2倍、女性が県の1.9倍高くなっている。男性は、60～64歳、70歳以上、女性は60歳以上の一人当たり医療費が、県と比較して顕著に高い。 令和元(2019)～令和4(2022)年度の高血圧症の一人当たり医療費は、県と比較して高い。 令和4(2022)年度高血圧症の一人当たり医療費を性別・年齢別で見ると、本市、県ともに男性が高い。県と比較して男性は、50～54歳を除いて全ての年代で高くなっており、特に45～50歳は2.3倍高い。女性も全ての年代で、県より顕著に高くなっており、特に55～59歳では2.3倍高い。 令和元(2019)～令和4(2022)年度の脂質異常症の一人当たり医療費は、県と比較して低い。 令和4(2022)年度脂質異常症の一人当たり医療費を性別・年齢別で県と比較すると、男性は40～44歳、65～69歳で高くなっている。女性は55～64歳で高い。 国保の人工透析患者数は増減を繰り返し、横ばいで推移している。新規透析患者のうち、令和2(2020)年度は5人と多くなっている。 50歳以上から人工透析患者は増える傾向にあり、令和5(2023)年5月の国保・後期高齢のレセプトから、人工透析患者は合わせて70人となっており、そのうち38人(54.2%)が糖尿病患者であった。(令和5(2023)年5月分レセプト) 生活習慣病の千人当たりレセプト件数をみると、糖尿病、高血圧症、狭心症、心筋梗塞等が県より多い。入院の千人当たりのレセプト件数は、県と比較して、高血圧症は1.7倍、心筋梗塞は2.3倍多い。</p>	<p>【図表12-1】 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 細小分類・生活習慣病分類 【図表12-2、12-3、12-4、12-6】 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 生活習慣病分類 【図表12-5】 国保連提供データ、令和5(2023)年12月出力 KDBデータ(人工透析のレセプト分析)</p>	<p>A、B、 C、E、 F、G</p>
<p>介護費関係の分析</p>	<p>令和4(2022)年度の要介護認定率は20.8%で、県平均(20.0%)よりやや高く、1件当たりの介護給付費は61,570円で、県平均(59,354円)よりも高くなっている。 要介護認定者の有病状況は、心臓病、筋・骨格、高血圧症の割合が高くなっている。</p>	<p>【図表13】 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 地域の全体像の把握、健診・医療・介護データからみる地域の健康課題、健康スコアリング(介護)</p>	<p>—</p>
<p>その他</p>	<p>5がんの一人当たり医療費を県と比較すると、乳がんを除いて、肺がん、大腸がん、胃がん及び子宮頸がんが高い。特に大腸がんは、県と比較して2倍高い傾向にある。 がん検診の受診率は、経年で低下傾向にある。県を上回る受診率となっているのは、肺がん検診6.4%、大腸がん検診6.2%となっており、女性特有のがん検診(乳がん検診・子宮頸がん検診)の受診率が特に低い傾向にある。</p>	<p>【図表14】 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 細小分類 【図表15】 厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告</p>	<p>D</p>

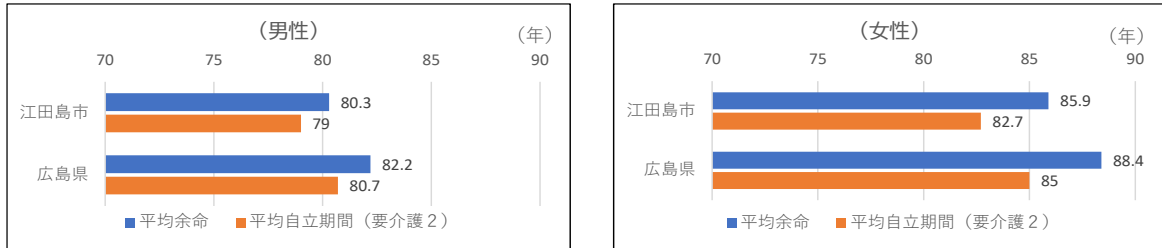
参照データ

図表1 平均余命・平均自立期間の比較

出典 令和5(2023)年8月出力
KDBデータ 平均余命と平均自立期間の見える化ツール

データ分析の結果 平均余命(令和4(2022)年度)は、男性80.3歳、女性85.9歳となっており、男女とも県を少し下回っている。平均自立期間(要介護2以上)は、男性79.0歳、女性82.7歳となっており、男女とも県を下回っている。

【累積平均余命・平均自立期間(令和4(2022)年度)】

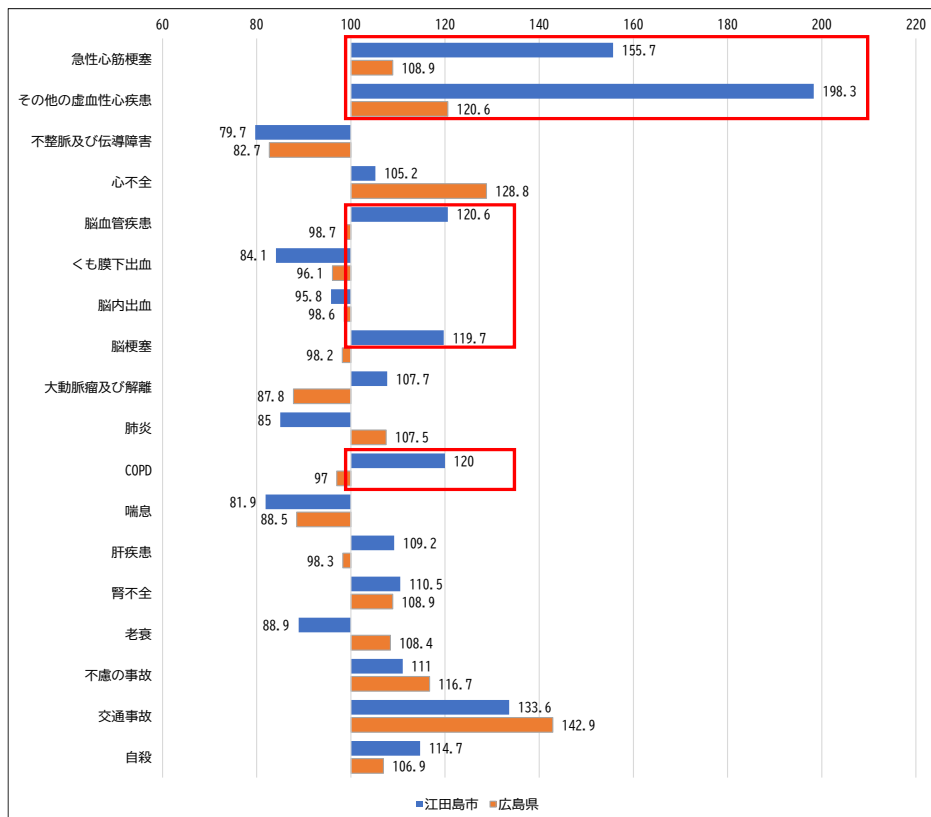


図表2 標準化死亡比

出典 令和3(2021)年 広島県人口動態統計年報

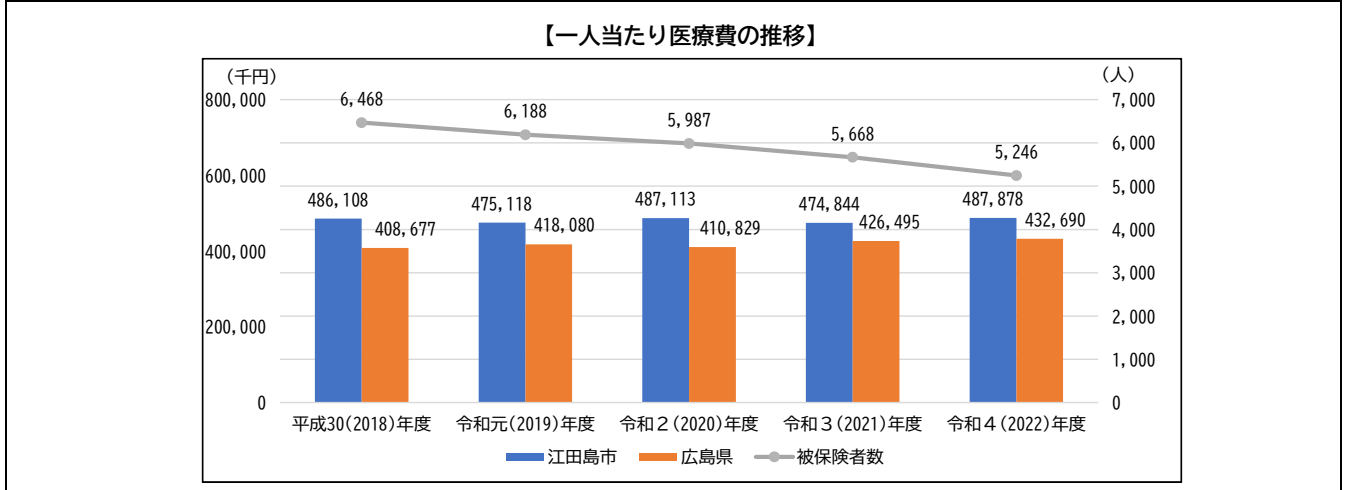
データ分析の結果 標準化死亡比は、自殺や交通事故を除くと、心疾患が198.3と最も高く、次に急性心筋梗塞155.7、脳血管疾患120.6、COPD(慢性閉塞性肺疾患)が120.0と高くなっている。いずれも県と比べると高い数値となっている。

【標準化死亡比(平成27(2015)年~令和元(2019)年)】



図表3	一人当たり医療費の推移	出典	江田島市の国保 令和5年度版
-----	-------------	----	----------------

データ分析の結果 一人当たり医療費は、被保険者数が減少傾向にあるのに対し、平成30(2018)年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。令和4(2022)年度は487,878円であり、県の432,690円より55,188円高い。



図表4	医療費の比較	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 地域の全体像の把握
-----	--------	----	---------------------------------

データ分析の結果 令和4(2022)年度の一人当たりの医療費を、外来、入院、歯科別にみると、いずれも国、県と比較し高くなっている。特に入院が、本市は16,410円で、国より5,490円、県より4,190円高くなっている。

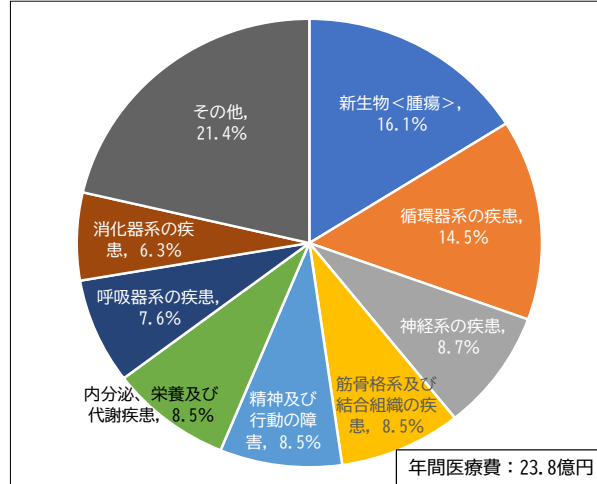
【令和4(2022)年度 医療費の比較】

分類		江田島市	広島県	全国
千人当たり患者数(人)	外来	758.3	735.9	687.8
	入院	27.6	20.4	17.7
1人当たり医療費(円)	外来	19,010	17,930	16,660
	入院	16,410	12,220	10,920
	歯科	2,450	2,410	2,160

図表5	年間医療費の構成 (ICDコード大分類)	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ(大分類)
-----	----------------------	----	-------------------------------

データ分析の結果
医療費23.8億円のうち、新生物(腫瘍)が16.1%(3.8億円)、循環器系の疾患が14.5%(3.4億円)、神経系の疾患8.7%(2.1億円)などとなっている。

【令和4(2022)年度 年間医療費の構成 (ICDコード大分類)】

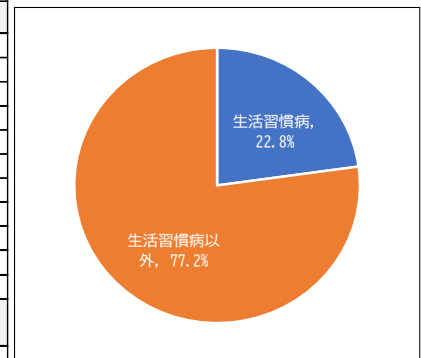


図表6	総医療費に占める生活習慣病の割合	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ(生活習慣病分類)
-----	------------------	----	-----------------------------------

データ分析の結果
総医療費に占める生活習慣病の割合は約23%となっている。生活習慣病の中でも、筋・骨格、糖尿病、高血圧症の医療費の占める割合が高く、一人当たりの医療費も国や県と比較して高い。また、狭心症や心筋梗塞といった、生活習慣病の重症化による疾患の一人当たり医療費も、国や県と比較して高く、特に心筋梗塞の一人当たり医療費は、国や県の3倍となっている。

【令和4(2022)年度 総医療費に占める生活習慣病の割合】

	江田島市		被保険者一人当たり医療費 (円)		
	総医療費 (円)	割合 (%)	江田島市	広島県	国
生活習慣病	542,860,110	22.8%	101,374	83,936	78,024
筋・骨格	202,330,290	8.5%	37,783	31,270	29,484
糖尿病	134,789,590	5.7%	25,171	20,344	18,364
高血圧症	77,885,220	3.3%	14,544	10,792	10,402
脂質異常症	42,615,850	1.8%	7,958	8,593	7,146
脳梗塞	29,611,520	1.2%	5,530	5,220	4,632
狭心症	25,774,320	1.1%	4,813	3,289	3,763
心筋梗塞	18,408,420	0.8%	3,438	1,143	1,165
脳出血	4,060,700	0.2%	758	2,335	2,243
高尿酸血症	3,543,380	0.1%	662	184	165
動脈硬化症	2,215,550	0.1%	414	392	350
脂肪肝	1,625,270	0.1%	304	374	311
生活習慣病以外 (がん、精神含む)	1,837,515,300	77.2%	343,140	286,710	259,714
がん	382,177,550	16.1%	71,368	66,727	56,663
精神	202,101,780	8.5%	37,741	32,391	25,913
その他(上記以外のもの)	1,253,235,970	52.6%	234,031	187,593	177,138
総計	2,380,375,410	100.0%	444,515	370,647	337,738



図表7	疾病別医療費構成	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ(細小分類(82))
データ分析の結果	<p>疾病細小分類における一人当たり医療費は、精神を除いて糖尿病、関節疾患、高血圧症の順に高い。入院の一人当たり医療費は、統合失調症、骨折、大腸がん、関節疾患等の順位となっており、いずれも、国、県、同規模よりも高い数値となっている。特に大腸がんは、国や県に比べ2倍以上となっている。上位10疾患の一人当たり医療費を男女別にみると、精神疾患を除いて、女性は関節疾患、骨折、大腸がんの入院費が高くなっている。</p> <p>入院外では、糖尿病、高血圧症、関節疾患、脂質異常症等の順位となっており、国や県に比べいずれも高い数値となっている。上位10疾患の医療費を男女別にみると、男女ともに糖尿病、高血圧症の医療費が高く、女性では関節疾患、男性では、慢性腎臓病(透析あり)の医療費が上位となっている。</p>		

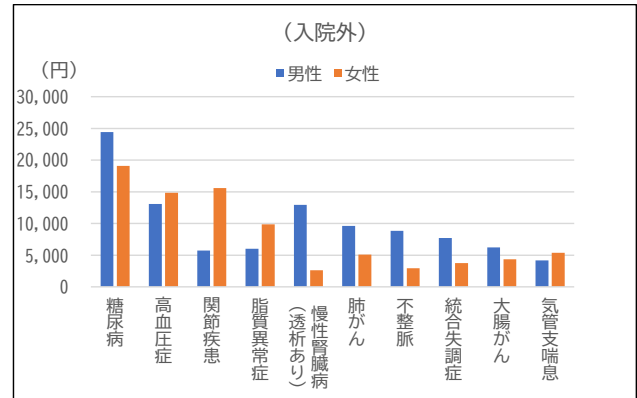
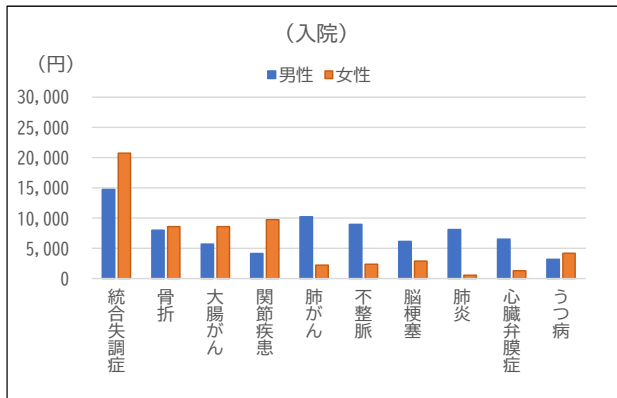
【一人当たり医療費(入院)】

【一人当たり医療費(入院外)】

順位		一人当たり医療費(円)			
		江田島市	広島県	同規模	国
1	統合失調症	17,769	10,808	13,967	8,753
2	骨折	8,308	6,223	6,512	5,129
3	大腸がん	7,164	3,058	3,791	3,185
4	関節疾患	6,976	5,435	6,688	4,805
5	肺がん	6,206	3,787	4,270	3,264
6	不整脈	5,645	4,415	4,296	4,070
7	脳梗塞	4,508	4,312	4,757	3,867
8	肺炎	4,322	1,510	1,716	1,341
9	心臓弁膜症	3,916	918	1,226	1,088
10	うつ病	3,698	4,260	4,485	3,062

順位		一人当たり医療費(円)			
		江田島市	広島県	同規模	国
1	糖尿病	21,729	18,390	20,242	16,315
2	高血圧症	13,978	10,518	13,011	10,142
3	関節疾患	10,693	8,340	9,293	7,908
4	脂質異常症	7,946	8,519	7,958	7,091
5	慢性腎臓病(透析あり)	7,751	9,532	12,413	11,358
6	肺がん	7,347	6,852	6,520	5,532
7	不整脈	5,871	4,447	5,579	4,434
8	統合失調症	5,702	5,050	4,760	3,724
9	大腸がん	5,278	3,193	3,135	2,812
10	気管支喘息	4,771	3,622	2,971	3,229

【令和4(2022)年度 細小分類別一人当たり医療費上位10位】



図表8-1	特定健診受診率の年度別推移	出典	厚生労働省 国民健康保険法定報告
-------	---------------	----	------------------

データ分析の結果 特定健診の受診者数は、対象者数の減少に伴い減少傾向にある。令和4(2022)年度の受診率は32.3%で、県の受診率よりは高いが、前年度と比べわずかに低くなっている。

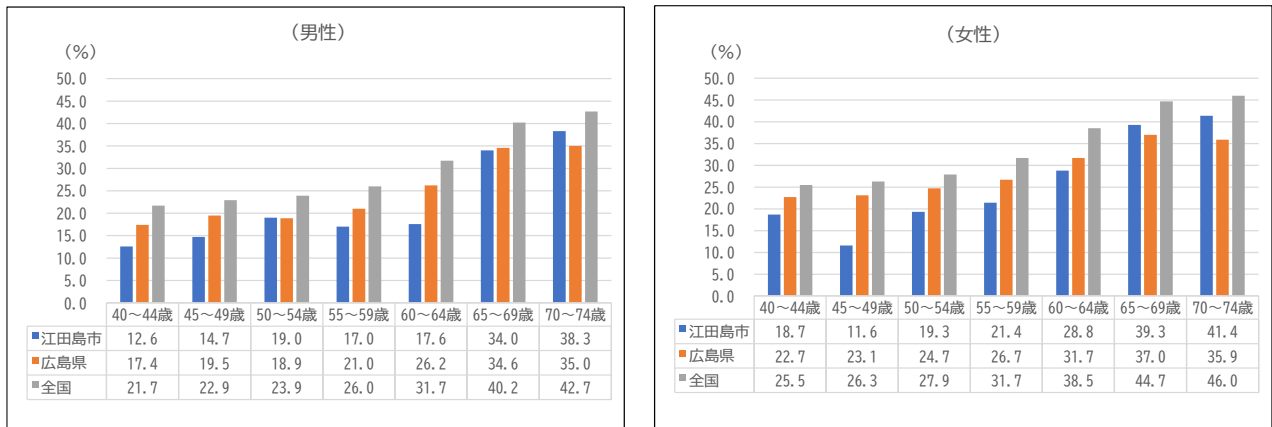
【特定健診受診率の年度別推移】

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
対象者数(人)	4,638	4,567	4,309	3,930
受診者数(人)	1,660	1,401	1,395	1,270
受診率(%)	35.8	30.7	32.4	32.3
広島県受診率(%)	30.7	27.3	28.9	30.6
全国受診率(%)	38.0	33.7	36.4	-

図表8-2	特定健康診査の年代別受診率	出典	厚生労働省 国民健康保険法定報告
-------	---------------	----	------------------

データ分析の結果 令和4(2022)年度の年代別受診率をみると、全般に女性の受診率が高く、加齢とともに受診率が向上する傾向にある。70～74歳では、男性38.3%、女性41.4%となっている。特に65歳未満では、国や県と比較しても受診率が低く、女性でも60歳未満の受診率が低い。

【令和4(2022)年度 特定健康診査の年代別受診率】



図表9	特定保健指導の実施率	出典	厚生労働省 国民健康保険法定報告
-----	------------	----	------------------

データ分析の結果 特定保健指導の実施率は、令和2(2020)年度以降低下傾向だったが、令和4(2022)年度の実施率は26.6%で前年度より5%高く、県と比較して1.9%高い。

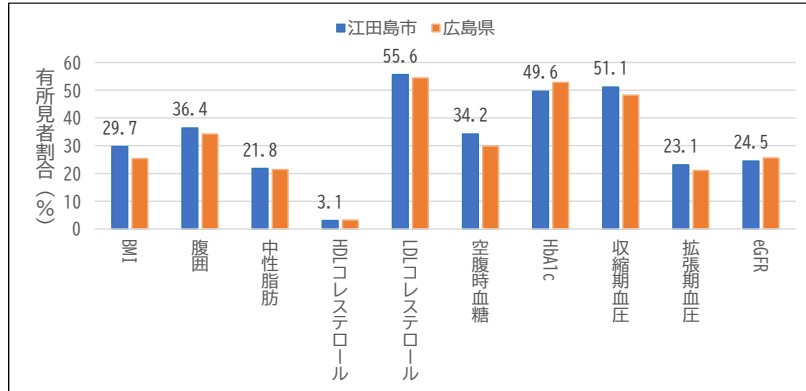
【特定保健指導の実施率の年度別推移】

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
江田島市実施者数(人)	62	53	40	42
江田島市実施率(%)	29.2	26.9	21.6	26.6
広島県実施率(%)	25.7	26.6	22.9	24.7

図表10	特定健康診査の有所見者割合	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 国立保健医療科学 院標準化ツール使用
------	---------------	--

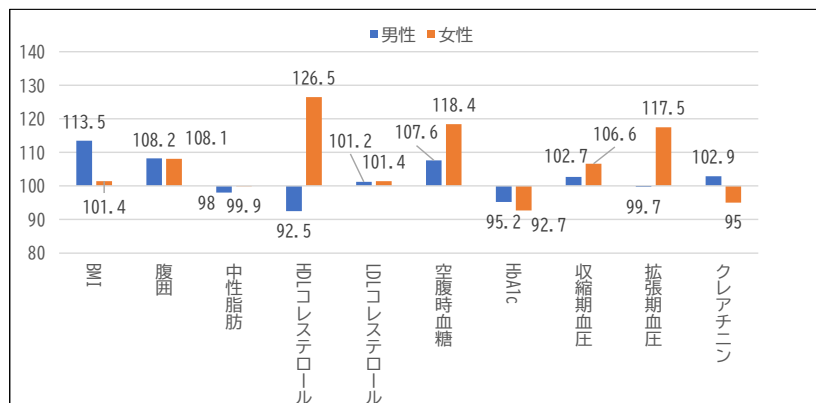
データ分析の結果
有所見者割合は、県と比較してBMI、腹囲、LDLコレステロール、空腹時血糖、血圧等の割合が高くなっている。県との有所見者標準化比(県=100)で見ると、男性は、BMI、腹囲、LDLコレステロール、空腹時血糖、収縮期血圧、クレアチニン等が高く、女性はBMI、腹囲、HDLコレステロール、空腹時血糖、血圧等が高い。

【令和4(2022)年度 特定健康診査の有所見者割合】



	BMI	腹囲	中性脂肪	HDLコレステロール	LDLコレステロール	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	eGFR
江田島市	29.7	36.4	21.8	3.1	55.6	34.2	49.6	51.1	23.1	24.5
広島県	25.4	34.2	21.4	3.2	54.4	29.9	52.8	48.2	21.1	25.6

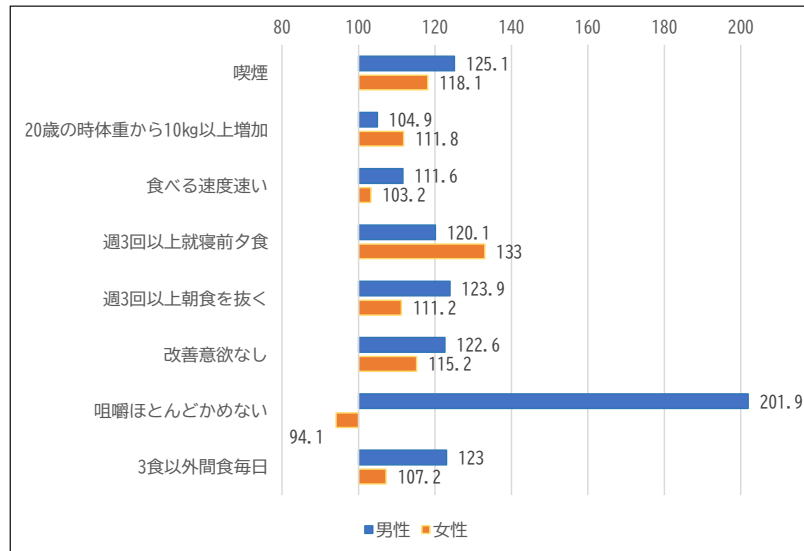
【令和元(2019)～令和4(2022)年度 特定健診項目別の有所見者割合標準化比(県=100)】



図表11	特定健康診査質問票による生活習慣の割合	出典 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 国立保健医療科学 院標準化ツール使用
------	---------------------	---

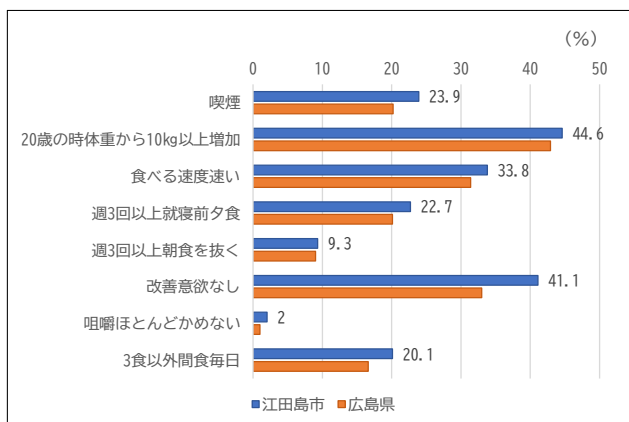
データ分析の結果 令和元(2019)～令和4(2022)年度特定健康診査質問票による生活習慣の割合標準化比(県=100)を見ると、男女ともに、喫煙、20歳の時体重から10kg以上の増加、食べる速度が速い、就寝前夕食、朝食を抜く、間食毎日等、食習慣に関する課題が多いが、生活習慣を改善する意欲なしと回答する割合も高くなっている。特に男性は、咀嚼ほとんどかめないと回答する割合が、県より2倍以上高い。

【令和元(2019)～令和4(2022)年度 特定健康診査質問票による生活習慣の割合 標準化比(県=100)】

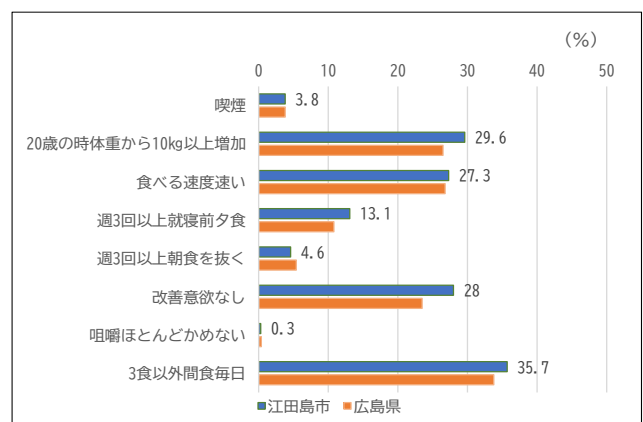


【令和元(2019)～令和4(2022)年度 特定健康診査質問票による生活習慣の割合】

【男性】



【女性】



図表12-1	筋・骨格系疾患の一人当たり医療費	出典 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 細小分類・生活習慣病分類
データ分析の結果	令和4(2022)年度の筋・骨格疾患の一人当たり医療費は、骨折、関節疾患すべて、県と比較して高い。 令和4(2022)年度の筋・骨格一人当たり医療費を性別・年齢別で県と比較すると、男性は70歳未満では県より低く、女性は45～49歳以外の年代では、全て県より高くなっている。男女とも、70歳以上から県より著しく高くなり、女性ではその傾向が顕著である。	

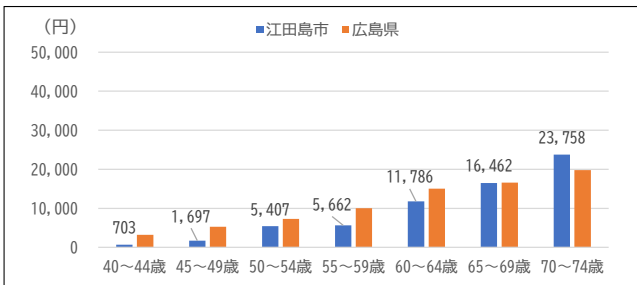
【令和元(2019)～令和4(2022)年度 関節疾患、骨折の一人当たり医療費 県比較】

(円)

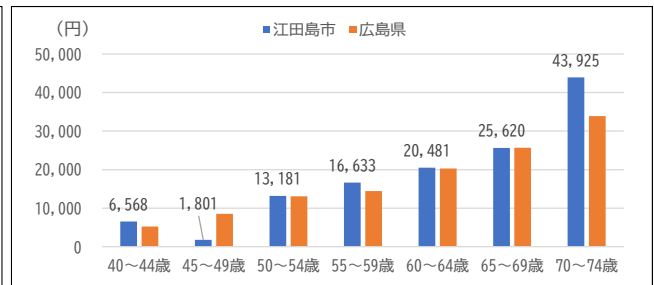
		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
関節疾患	江田島市	18,628	19,793	17,581	17,668
	広島県	13,818	13,241	13,796	13,774
骨折	江田島市	11,350	11,687	9,991	9,687
	広島県	7,003	7,109	7,442	7,383

【令和4(2022)年度 筋・骨格一人当たり医療費 性別・年齢別県比較】

【男性】



【女性】



図表12-2	糖尿病の一人当たり医療費	出典 令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 生活習慣病分類
データ分析の結果	令和元(2019)～令和4(2022)年度の糖尿病の一人当たり医療費は、県と比較して高い。令和4(2022)年度糖尿病の一人当たり医療費を性別・年齢別で県と比較すると、本市、県ともに男性の方が高い。年齢別に見ると、男女ともに50～54歳では県より高く、60～64歳では男性が県の1.2倍、女性が県の1.9倍高くなっている。男性は、60～64歳、70歳以上、女性は60歳以上の一人当たり医療費が、県と比較して顕著に高い。	

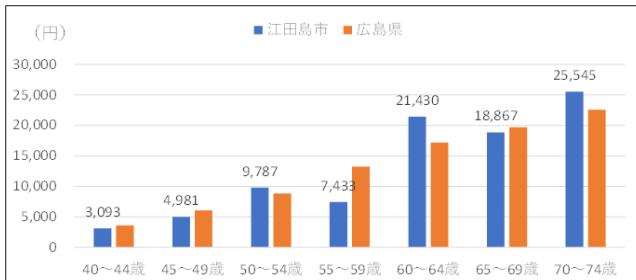
【令和元(2019)～令和4(2022)年度 糖尿病一人当たり医療費 県比較】

(円)

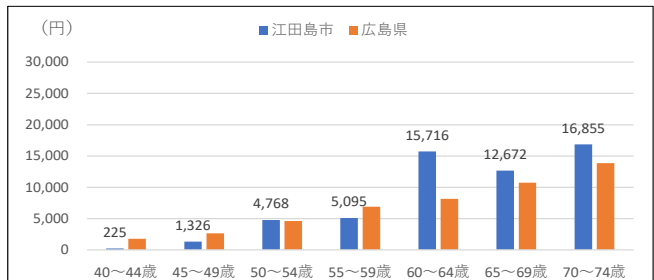
		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
糖尿病	江田島市	21,584	22,319	23,144	23,583
	広島県	19,030	18,954	19,680	19,574

【令和4(2022)年度 糖尿病の一人当たり医療費 性別・年齢別県比較】

【男性】



【女性】



図表12-3	高血圧症の一人当たり医療費	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 生活習慣病分類
データ分析の結果	令和元(2019)～令和4(2022)年度の高血圧症の一人当たり医療費は、県と比較して高い。令和4(2022)年度高血圧症の一人当たり医療費を性別・年齢別で見ると、本市、県ともに男性の方が高い。県と比較して男性は、50～54歳を除いて全ての年代で高くなっており、特に45～50歳は2.3倍高い。女性も全ての年代で、県より顕著に高くなっており、特に55～59歳では2.3倍高い。		

【令和元(2019)～令和4(2022)年度 高血圧症一人当たり医療費 県比較】

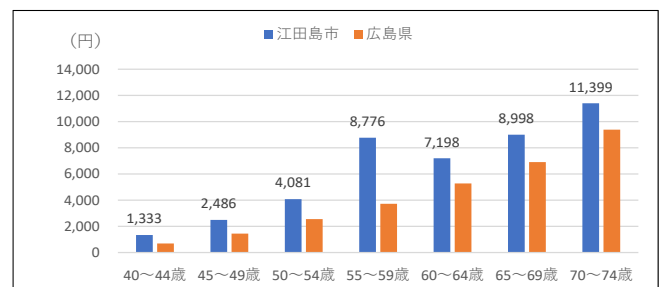
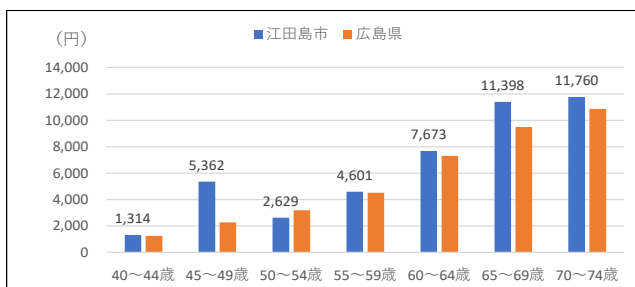
(円)

		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
高血圧症	江田島市	14,859	14,436	14,184	14,544
	広島県	11,793	11,247	11,149	10,792

【令和4(2022)年度 高血圧症の一人当たり医療費 年齢別県比較】

【男性】

【女性】



図表12-4	脂質異常症の一人当たり医療費	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 生活習慣病分類
--------	----------------	----	----------------------------------

データ分析の結果	令和元(2019)～令和4(2022)年度の脂質異常症の一人当たり医療費は、県と比較して低い。令和4(2022)年度脂質異常症の一人当たり医療費を性別・年齢別で県と比較すると、男性は40～44歳、65～69歳で高くなっている。女性は55～64歳で高い。		
----------	--	--	--

【令和元(2019)～令和4(2022)年度 脂質異常症一人当たり医療費 県比較】

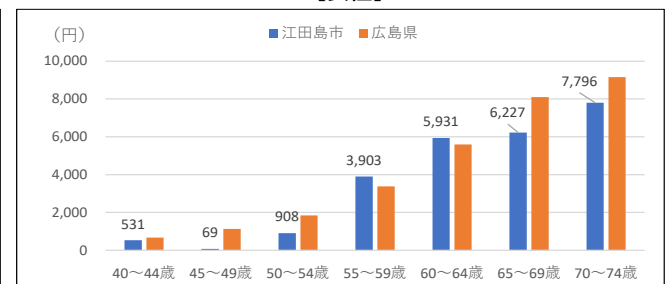
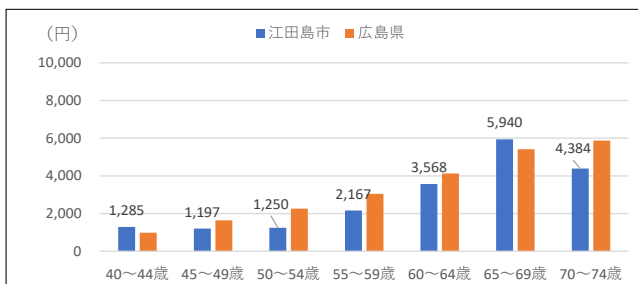
(円)

		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
脂質異常症	江田島市	10,056	8,769	8,957	7,958
	広島県	10,122	9,322	9,528	8,592

【令和4(2022)年度 脂質異常症の一人当たり医療費 性別・年齢別県比較】

【男性】

【女性】

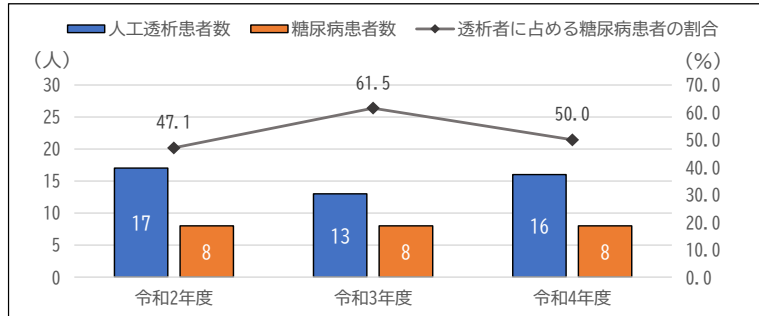


図表12-5	人工透析の状況	出典 国保連提供データ、令和5 (2023)年12月出力 KDBデータ (人工透析のレセプト分析)
--------	---------	--

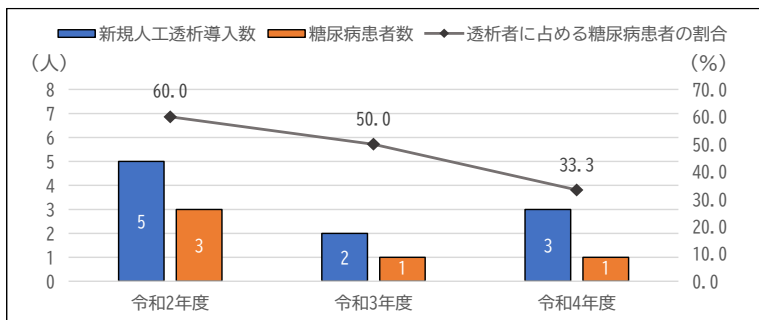
データ分析の結果

- 国保の人工透析患者数は増減を繰り返し、横ばいで推移している。
- 新規透析患者のうち、令和2(2020)年度は5人と多くなっている。
- 50歳以上から人工透析患者は増える傾向にあり、令和5(2023)年5月の国保・後期高齢のレセプトから、人工透析患者は合わせて70人となっており、そのうち38人(54.2%)が糖尿病患者であった。(令和5(2023)年5月分レセプト)

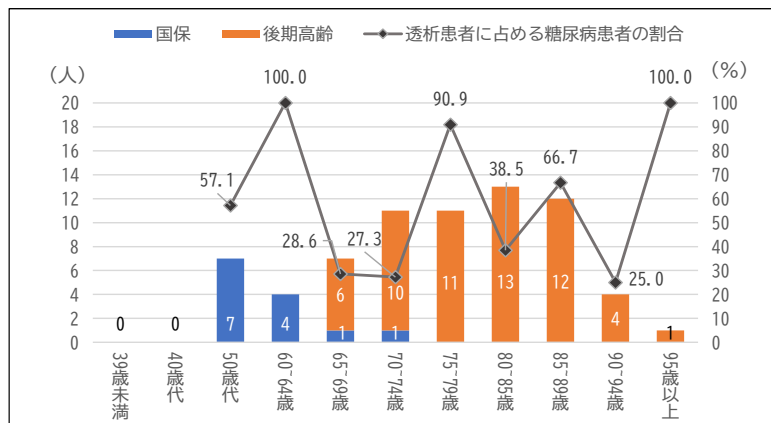
【令和2(2020)～令和4(2022)年度 人工透析の状況】



【令和2(2020)～令和4(2022)年度 新規透析患者の状況】



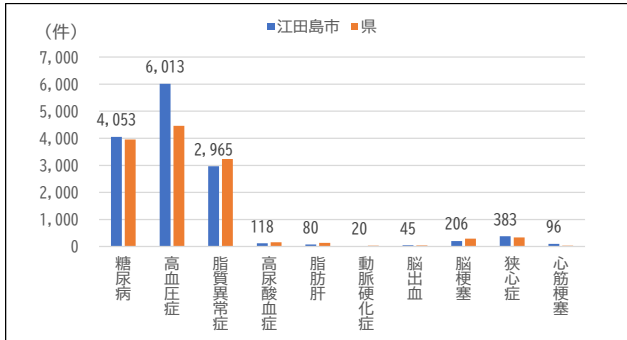
【令和5(2023)年5月国保・後期高齢レセプトの人工透析患者の状況】



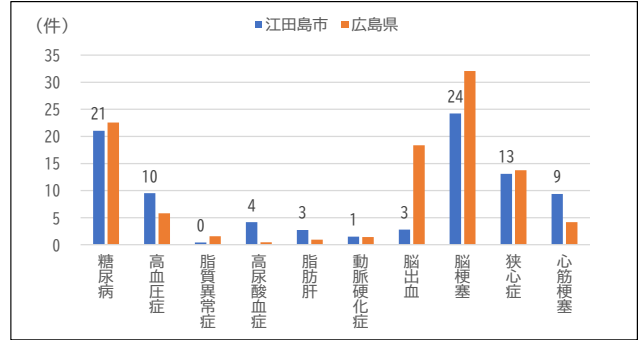
図表12-6	生活習慣病の千人当たりレセプト件数	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 生活習慣病分類
データ分析の結果	生活習慣病の千人当たりレセプト件数を見ると、糖尿病、高血圧症、狭心症、心筋梗塞が県より多い。入院の千人当たりのレセプト件数は、県と比較して、高血圧症は1.7倍、心筋梗塞は2.3倍多い。		

【令和4(2022)年度 生活習慣病の千人当たりのレセプト件数】

【全体】



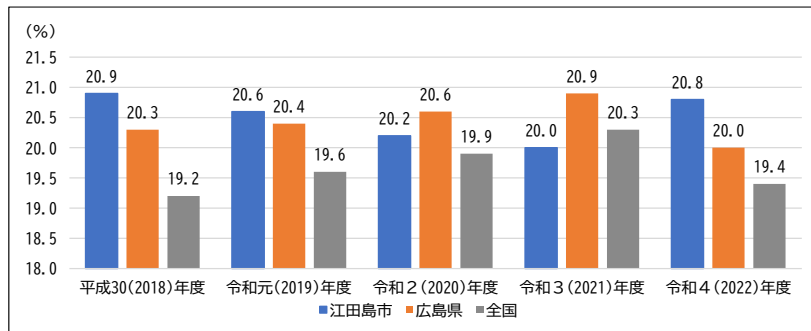
【入院】



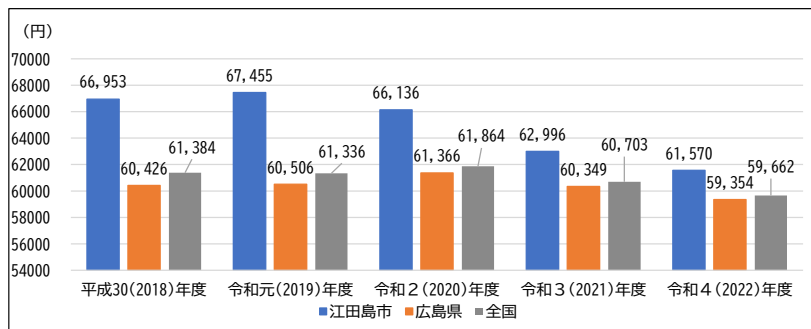
図表13	介護の状況	出典	令和5(2023)年8月出力 KDBデータ 地域の全体像の把握、健診・医療・介護データからみる地域の健康課題、健康スコアリング(介護)
------	-------	----	--

データ分析の結果	令和4(2022)年度の要介護認定率は20.8%で、県平均(20.0%)よりやや高く、1件当たりの介護給付費は61,570円で、県平均(59,354円)よりも高くなっている。要介護認定者の有病状況は、心臓病、筋・骨格、高血圧症の割合が高くなっている。		
----------	---	--	--

【要介護認定率の推移】



【1件当たり介護給付費の推移】



【令和4(2022)年度 介護認定者の有病状況】

疾病	江田島市	広島県	同規模	国
糖尿病	24.5%	29.9%	23.8%	24.3%
高血圧症	64.0%	56.8%	54.8%	53.3%
脂質異常症	38.9%	38.2%	31.2%	32.6%
心臓病	73.5%	65.1%	61.9%	60.3%
脳疾患	26.2%	24.8%	23.9%	22.6%
がん	15.4%	13.3%	11.4%	11.8%
筋・骨格	67.4%	59.8%	54.5%	53.4%
精神	44.3%	41.8%	38.6%	36.8%
認知症	28.3%	27.2%	25.8%	24.0%
アルツハイマー病	22.6%	21.2%	19.3%	18.1%

図表14 5がんの一人当たり医療費の比較

出典 令和5(2023)年8月出力
KDBデータ 細小分類

データ分析の結果 5がんの一人当たり医療費を県と比較すると、乳がんを除いて、肺がん、大腸がん、胃がん及び子宮頸がんが高い。特に大腸がんは、県と比較して2倍高い傾向にある。

【令和元(2019)～令和4(2022)年度 5がんの一人当たり医療費の県比較】

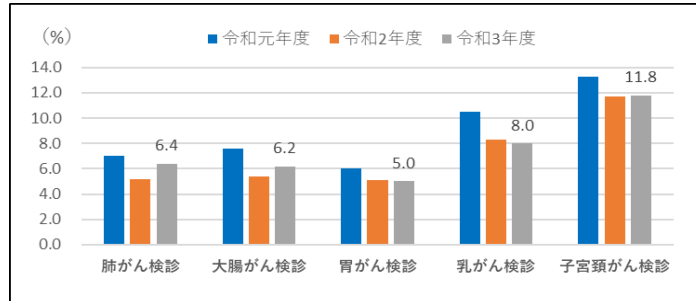
(円)

		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
肺がん	江田島市	15,834	12,937	11,786	13,553
	広島県	11,144	10,690	10,906	10,638
大腸がん	江田島市	11,674	5,572	10,803	12,442
	広島県	7,002	6,486	6,657	6,251
胃がん	江田島市	2,496	4,425	4,506	4,516
	広島県	3,775	3,667	3,704	3,747
乳がん	江田島市	6,351	4,963	4,619	2,697
	広島県	5,390	5,703	6,231	6,414
子宮頸がん	江田島市	516	658	94	1,027
	広島県	448	411	402	502

図表15	がん検診受診率の推移	出典	厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告
------	------------	----	---------------------

データ分析の結果
 がん検診の受診率は、経年で低下傾向にある。県を上回る受診率となっているのは、肺がん検診6.4%、大腸がん検診6.2%となっており、女性特有のがん検診（乳がん検診・子宮頸がん検診）の受診率が特に低い傾向にある。

【令和元(2019)～令和3(2022)年度 5がんの検診受診率の推移】



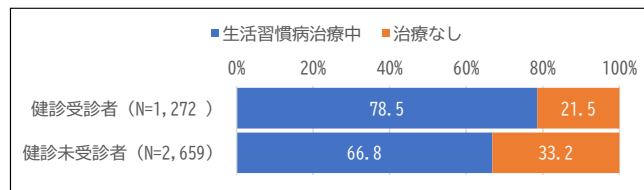
【令和3(2022)年度 5がんの検診受診率の県比較】

	江田島市	広島県
肺がん	6.4%	5.4%
大腸がん	6.2%	5.9%
胃がん	5.0%	6.6%
乳がん	8.0%	12.1%
子宮頸がん	11.8%	14.3%

図表16	特定健康診査対象者の治療状況及び受診者の健診結果	出典	令和5(2023)11月出力 KDBデータ 様式5-5
------	--------------------------	----	-----------------------------

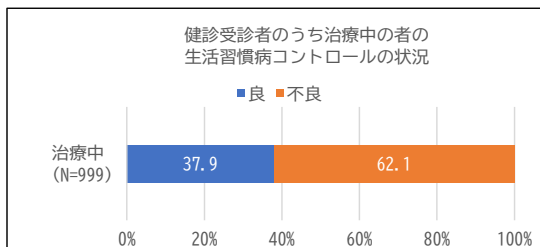
データ分析の結果
 特定健康診査受診者の78.5%、未受診者の66.8%が生活習慣病治療中（すでに医療機関にかかっている）である。生活習慣病治療中の者の約6割が特定健康診査の結果、生活習慣病のコントロールが不良であり、医療機関にかかっていない未治療者の46%が受診が必要であった。

【令和4(2022)年度 特定健康診査対象者の生活習慣病治療状況】

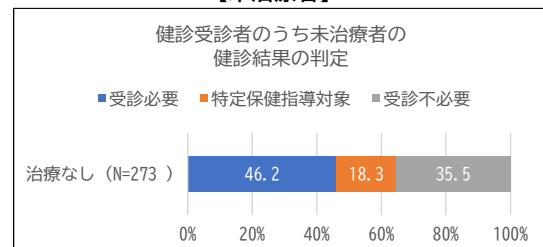


【令和4(2022)年度 特定健康診査受診者の健診結果判定】

【生活習慣病治療者】



【未治療者】



Ⅲ 計画全体（分析結果に基づく健康課題の抽出とデータヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための戦略）

	健康課題	優先する健康課題	対応する保健事業番号
A	生活習慣病の中で、糖尿病、高血圧症の医療費の占める割合が高く、特定健康診査においても有病率が高い。	✓	1,2,4,5,6,7,8,9,10
B	糖尿病や高血圧症等の重症化による心血管疾患（狭心症や心筋梗塞）の一人当たりの医療費が高く、心血管疾患や脳血管疾患で亡くなる人の割合が県と比較して高い。	✓	1,2,4,5,6,7,9
C	特定健康診査の結果は、男女ともに内臓脂肪型肥満症候群の該当割合が高くなっているが、生活習慣の改善意欲が低く特定保健指導率が低い。	✓	1,2
D	5がんの一人当たり医療費を県と比較すると、乳がんを除いて、肺がん、大腸がん、胃がん及び子宮頸がんが高い。特に大腸がんは、県と比較して2倍高い傾向にある。		3
E	人工透析患者が50歳代から増え始め、そのうち約半数が糖尿病患者である。また、男性の特定健康診査結果におけるクレアチニン有所見割合が高い。	✓	1,2,5,6,9
F	女性の筋・骨格疾患の一人当たり医療費が、ほぼ全ての年代で県より高くなっており、男女とも、70歳以上から県より著しく高くなっている。		1,10
G	重複・頻回受診者、重複服薬者は、一定の数値で推移しており、不適切な受診・服薬による健康への影響が懸念される。		8
H			
I			

計画全体の目的		被保険者の健康寿命を延伸させるとともに、医療費の適正化を目指す。									
計画全体の目標	計画全体の評価指標	指標の定義	計画策定時実績	目標値							
				2022年度(R4)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)	
i	生活習慣病の重症化を予防する。	特定健康診査の受診率	国保加入の40～74歳の受診率	32.3%	37%	42%	47%	52%	56%	60%	
ii		特定保健指導の実施率	法定報告	26.6%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	
iii		糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一人当たりの医療費	KDB「疾病別医療費分析（生活習慣病）」における各疾患の総医療費を被保険者数で除した値	糖尿病 25,171円 高血圧症 14,544円 脂質異常症 7,958円			糖尿病 24,179円 高血圧症 13,970円 脂質異常症 7,644円			糖尿病 23,461円 高血圧症 13,556円 脂質異常症 7,417円	
iv		生活習慣病におけるがんの医療費割合	KDB「疾病別医療費分析（生活習慣病）」における総医療費のうちがんの医療費の占める割合	16.1%	15.9%	15.7%	15.5%	15.3%	15.1%	14.9%	
v		狭心症、心筋梗塞の発症予防（県平均レベル）	狭心症、心筋梗塞の千人当たりのレセプト件数	狭心症： 383件 心筋梗塞： 96件	減少	減少	減少	減少	減少	減少	
vi	フレイルを予防し、平均自立期間を延伸する。	平均自立期間（要介護2以上）【広島県共通評価指標】	KDB「地域の全体像の把握」の値	(男性) 79.0歳 (女性) 82.7歳	延伸	延伸	延伸	延伸	延伸	延伸	
vii	生活習慣の改善を促す。	改善意欲なしの比率	KDB「地域の全体像の把握」の値	31.3%	減少	減少	減少	減少	減少	減少	
viii	若年層から健康意識を高める。	40～64歳の特定健康診査の受診率	40～64歳の健診対象者のうち健診受診者の割合	19.1%	増加	増加	増加	増加	増加	30%	
ix											
x											

事業番号	事業分類	事業名	重点・優先度
1	特定健康診査	特定健康診査事業	重点
2	特定保健指導	特定保健指導事業	重点
3	重症化予防（受診勧奨）	がん検診の受診率向上事業	
4	重症化予防（受診勧奨）	要医療該当者の割合減少事業	重点
5	重症化予防（保健指導）	糖尿病性腎症の重症化予防事業	重点
6	重症化予防（保健指導）	慢性腎臓病の重症化予防事業	
7	後発医薬品利用促進	後発医薬品の使用促進事業	
8	重複・頻回受診、重複服薬者対策	重複受診・頻回受診・重複服薬者への訪問指導事業	
9	その他	生活習慣病予防対策事業（糖尿病予防教室）	
10	その他	保健事業と介護予防の一体的実施事業	

事業 1

特定健康診査事業

事業の目的	メタボリックシンドロームに着目した健診の受診率を向上させることで、内臓脂肪の蓄積による、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病のリスクの高い対象者を抽出し、予防（保健指導）や適切な医療につなげることで健康の保持増進を図る。
事業の概要	市民が受診しやすい体制を整備し、特定健康診査の受診率を向上させることにより、生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療につなげる。
対象者	国保加入者のうち特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる者（実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む）で、実施年度の4月1日から継続して加入している者を対象とする。

項目	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	内臓脂肪症候群該当者の減少率 【広島県共通評価指標】	法定報告	18.8%	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上
	2	内臓脂肪症候群予備群の減少率 【広島県共通評価指標】	法定報告	24.4%	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上
	3	生活習慣の改善意欲がある人の割合 【広島県共通評価指標】	KDB	68.7%	69.7%	70.7%	71.7%	72.7%	73.7%	74.7%
	4	生活習慣リスク保有者の割合 【広島県共通評価指標】	KDB	①肥満 42.8% ②血糖 42.2% ③血圧 67.7%	減少	減少	減少	減少	減少	減少

項目	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	特定健康診査受診率 【広島県共通評価指標】	法定報告	32.3%	37%	42%	47%	52%	56%	60%
	2	40～59歳受診率	KDB	16.9%	17.4%	17.9%	18.4%	18.9%	19.4%	20.0%
	3	レセプトあり未受診者の割合	KDB：5-5糖尿病等生活習慣予防のための健診・保健指導	45.2%	44.8%	44.4%	44.0%	43.6%	43.3%	43.0%

プロセス (方法)	周知	①市は特定健康診査対象者（4月1日を基準）に特定健康診査受診券、動奨通知を送付する。 ②市の広報紙と一緒に「健診ガイドブック」を配布（5月）し、ホームページ等に掲載する。 ③SNS（江田島市LINE）を活用して周知を図る。	
	動奨	①受診歴、質問票、レセプトを分析し、効果的に個別受診動奨通知を送付する。（委託） ②若年層（40～50歳代）に焦点を絞った受診動奨通知を送付する。	
	実施および実施後の支援	実施形態	集団及び個別健診方式の併用とし、実施については業務委託する。 ※集団健診は、江田島市住民健診と同時実施とする。
		実施場所	集団健診：市内公共施設（7会場）延べ9日間実施する。 個別健診：広島県国民健康保険団体連合会を代行機関として、広島県医師会と集合契約した医療機関
		時期・期間	3月：【国保連関係事務】受診券除外リスト作成、集合契約委任状 4月：特定健康診査実施要領起草、（受診率向上事業契約令和6（2024）年度はプロポーザル準備）、受診券封入封緘業務委託、健診ガイドブック世帯配布（広報同時配布）、集団健診申込業務委託事務 5月：受診券発送、住民健診等事務担当者会議、みなし健診契約締結 6月～翌年2月：個別健診実施 6月：集団健診実施委託契約 7月：7会場9日間集団健診の実施 8月：受診率向上受診動奨事業委託契約 9月：受診動奨はがきの送付（1回目） 10月：保健事業等推進会議（医師会対象） 11月：若年層受診動奨はがき送付 1月：受診動奨はがきの送付（2回目） 3月：保健事業等推進会議（2回目）、次年度準備
		データ取得	人間ドックの結果提供への働きかけ、見なし健診について、地区医療機関に協力要請
	結果提供	集団健診：健診実施1か月以内に健診結果を郵送する。 個別健診：健診実施後に医療機関で、健診結果を対面（できない場合は郵送）で返却・結果説明を依頼する。	
その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	・受診券除外対象：妊婦、刑務所入所中、海外在住、長期入院等は、対象者から除く（年度途中での妊娠・刑務所入所等は、異動者と同様に、対象者から除外）。 ・前年度集団健診受診者で、集団健診の申し込みがされていない対象者には電話による受診動奨を行う。 ・レセプトあり未受診者には、市内医師会の協力を得ながら、みなし健診への協力や患者への受診動奨を行ってもらう。		

ストラクチャー (体制)	庁内担当部署	保健医療課
	保健医療関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など)	【集団健診】 委託：公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 【個別健診】 委託：広島県医師会と特定健康診査の契約をしている医療機関
	国民健康保険団体連合会	受診率向上支援事業（委託事業）のデータ作成業務を委託する。
	民間事業者	【受診動奨通知の送付】 外部委託事業者にて受診動奨ハガキを送付する。 【集団健診申込受付/集団健診電話動奨】 外部委託事業者にて実施する。
	その他の組織	地区医療機関：保健事業等推進会議による受診率向上に向けた協力を依頼する。 民生児童委員協議会、自治会など関係機関：地域における受診動奨について依頼する。
	他事業	・出前講座による特定健康診査の周知や受診動奨を行う。 ・がん検診との同時実施する。 ・受診者に対するインセンティブ（受診者の中から抽選で賞品がもらえる。）
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	【集団健診】 市内7会場でがん検診・後期高齢者健診（生活習慣病健診）、被用者保険の健診と一緒に実施する。日程には休日も含む。 【個別健診】 市内外の集合契約B受託医療機関で実施する。

事業 2	特定保健指導事業
------	----------

事業の目的	内臓脂肪型肥満症候群の対象者に、健診結果を通して体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践できるように保健指導を実施する。そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケアができるように支援する。
事業の概要	標準的な指導プログラムに沿って実施する特定保健指導の終了者数を増やすことにより、国保被保険者の生活習慣病の発症を予防し、健康寿命の延伸を図る。
対象者	実施年度中に特定健康診査を受診した40～74歳までの国保被保険者のうち、特定保健指導の基準に該当した者

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	内臓脂肪症候群該当者の減少率 【広島県共通評価指標】	法定報告	18.8%	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上
	2	内臓脂肪症候群予備群の減少率 【広島県共通評価指標】	法定報告	24.4%	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上
	3	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 【広島県共通評価指標】	法定報告	40.5%	41.0%	42.0%	42.0%	44.0%	45.0%	46.0%

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	特定保健指導終了者の割合 (特定保健指導実施率) 【広島県共通評価指標】	法定報告	26.6% (R4)	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
	2	集団健診当日初回面談実施割合	【事業実績】 実施数 / 集団健診申込者のうち、前年度特定保健指導未実施者	7人 (※R5は実施数)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上

プロセス (方法)	周知	本市広報紙等で特定保健指導についての案内を掲載する。	
	勧奨	①特定保健指導対象者には全員に、「特定保健指導利用券」を送付する。期限までに利用希望の返信がなく電話番号が確認できる対象者には、電話により勧奨を行う。 ②集団健診会場において、特定健康診査申込者のうち、前年度、特定保健指導対象者（保健指導未実施者）に、会場での利用勧奨を行う。	
	実施および実施後の支援	初回面接	①個別健診における特定保健指導対象者は、健診実施約2か月後に案内を送付し、申込みに基づいて実施する。 ②集団健診受診者で当日及び、前年度のデータで特定保健指導対象者に該当する者は、集団健診会場で初回面接または後日の初回面接の予約を行う。
		実施場所	本市内の保健センター等公共施設、または対象者宅へ訪問して実施する。
		実施内容	対象者の特徴・属性に応じた効果的な指導を実施する。初回面接で、対象者の問題点を明らかにし、本人とともに計画目標を立てる。状況に応じ適宜、指導期間中の生活習慣や血圧等のモニタリングを行い最終評価につなげる。 【積極的支援】 初回面接による支援を行い、その後、3か月以上の継続的な支援を行う。また、当該3か月以上の継続的な支援後に評価を行う。ただし、対象者の状況等に応じ、従前どおり6か月経過後に評価を実施する。 支援内容及び支援形態については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に従い、アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180p以上の支援を実施する。 【動機付け支援】 原則1回の支援を行い、3か月経過後に評価を行う。
		時期・期間	特定健康診査実施後の約2か月後に、対象者に特定保健指導利用券を送付し順次実施する。
	実施後のフォロー・継続支援	・特定保健指導終了時に次回健診につなげる。 ・要医療域該当者については、医療機関への受診勧奨を行い、受診状況を確認する。	
その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	・実施率向上のため、集団健診会場において、前年度、特定保健指導の対象者であったが保健指導を受けておらず、当該年度に特定保健指導に該当すると思われる人に、会場での初回面接または後日の初回面接の予約を行う。 ・特に65歳未満の対象者に積極的に勧奨を行う。 ・高齢者においては、内臓脂肪の蓄積が考えられる場合においても、食事制限による低栄養、筋肉量低下を防ぐため、急激な減量を避けるように注意する。		

ストラクチャー (体制)	庁内担当部署	保健医療課
	保健医療関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など)	保健指導の実施は直営で実施するが、在宅栄養士に一部協力を依頼する。
	国民健康保険団体連合会	広島県国民健康保険団体連合会を代行機関として、広島県医師会と集合契約を締結する。
	民間事業者	
	その他の組織	
	他事業	出前講座などで特定保健指導の利用勧奨を行う。
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	特定保健指導の実施者は、必要な知識・技術の向上のため、各種研修会への参加や身近な機関でOJTを実施する。

事業 3

がん検診の受診率向上事業

事業の目的		①市民のがん検診の受診率を向上させることで、無症状のうちのがんの早期発見を行い適切に医療につなげる。 ②重症化を予防し、医療費の適正化を図る。	
事業の概要		①当該年度のがん検診未受診者に受診勧奨を行うことで、受診率を向上させがんの早期発見、早期治療につなげる。 ②当該年度に、がん検診受診者の要精密検査対象者のうち、未受診者に医療機関への受診勧奨を行う。	
対象者	選定方法	①江田島市の住民でそれぞれのがん検診の対象条件を満たす者 ②当該年度のがん検診結果で要精密検査対象者のうち、精密検査未受診者	
	選定基準	健診結果による判定基準	②要精密検査の判定者で、精密検診結果が確認できない者
		レセプトによる判定基準	
		その他の判定基準	①がん検診の対象 ・肺がん、胃がん、大腸がん※：40歳以上 ※胃内視鏡検査は2年に1回 ・乳がん（マンモグラフィ）：40歳以上で年度末年齢が偶数年齢 ・乳がん（超音波検査）：35歳以上40歳未満 ・子宮頸がん：20歳以上
	除外基準		
重点対象者の基準	①当該年度がん検診未受診の者（5がん全てを受診していない者）で次の条件を重点対象として個別勧奨通知を送付する。 ・過去4年間にいずれかのがん検診を受診している者（40～69歳） ・前々年度に検診受診歴がある乳・子宮頸がん未受診者（20～39歳） ・国民健康保険被保険者のうち、過去にがん検診受診歴がない者（55～59歳）		

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	要精密検査受診率【国保被保険者以外を含む】	事業実績【年度末】	胃 100% 肺 83% 大腸 75% 子宮頸 91% 乳 97%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	2	大腸がん一人当たり医療費	KDB	12,442円 (R4)	12,035円	11,628円	11,221円	10,814円	10,407円	10,000円

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R3)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	がん検診受診率【国保被保険者以外を含む】	地域保健・健康増進事業報告【県報告】	胃 5.0% 肺 6.4% 大腸 6.2% 子宮頸 11.8% 乳 8.0%	向上	向上	向上	向上	向上	胃 20% 肺 30% 大腸 35% 子宮頸 45% 乳 40%
	2	要精密検査勧奨割合	事業実績【年度末】	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

プロセス (方法)	周知	市の広報紙と一緒に「健診ガイドブック」を配布（5月）し、ホームページ等に集団検診、個別検診について情報を掲載する。
	勧奨	①がん検診勧奨 ・がん検診個別勧奨通知（11月頃） ・乳がん検診：市内中学生の保護者に勧奨資材を配布する。 ・子宮頸がん検診：乳幼児健診の保護者に対面で受診勧奨をする。 ・大腸がん検診：広報掲載による受診勧奨を行う。 ②精密検査対象者には医療機関受診勧奨の通知を送付する。（12月、3月） 勧奨通知に市内で精密検査を受診できる医療機関等の情報提供を行う。
	実施後の支援・評価	②当該年度次年度5月に受診状況を確認し、受診を確認できない者には電話により精密検査の受診状況を確認する。
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	①集団健診会場については、市民が受診しやすい会場を選定する。

ストラクチャー (体制)	庁内担当部署	保健医療課、子育て支援課（女性特有のがん検診）
	保健医療関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など)	保健事業等推進会議を市内医療機関を対象に実施し、受診率向上に向けて協議を行う。（10月頃、3月頃）
	かかりつけ医・専門医	江田島市と個別契約した医療機関（市内、広島市、呉市）
	国民健康保険団体連合会	
	民間事業者	集団健診委託事業者
	その他の組織	
	他事業	
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	【集団健診】市内7会場で特定健康診査と一緒に実施する。休日も含む。 【個別健診】市内医療機関のほか、市外の医療機関でも実施できるよう受託医療機関の拡充を行う。

事業 4

要医療該当者の割合減少事業

事業の目的		生活習慣病の発症・重症化予防を図る。	
事業の概要		特定健康診査の結果が要医療該当者であり、その後、医療機関の受診履歴がない者を抽出し、医療機関受診勧奨通知を送付する。レセプトにより受診状況を確認し、未受診者に電話指導を実施する。	
対象者	選定方法	40歳以上75歳未満の国保被保険者（年度末年齢）で、前年度特定健康診査結果の血糖、血圧、脂質、尿蛋白、血清クレアチニン等の値が受診勧奨判定値以上であり、かつ医療機関を未受診の者	
	選定基準	健診結果による判定基準	前年度の特定健康診査の健診結果情報から次のa～mの抽出条件のいずれか一つに該当する者 a 空腹時血糖 126mg/dl b 随時血糖 200mg/dl c ヘモグロビンA1c 6.5%以上 d 収縮期血圧 140mmHg以上※1 e 拡張期血圧 90mmHg以上 f 中性脂肪 300mg/dl以上 g HDLコレステロール 34mg/dl以下 h LDLコレステロール 140mg/dl以上※2 i Non-HDLコレステロール 170mg/dl以上 j 蛋白 1+以上 k eGFR 60ml/分/1.73m ² 未満 l 血清尿酸 8.0mg/dl以上 m 血色素量 12.0g/dl未満（男性） 11.0g/dl未満（女性）
		レセプトによる判定基準	過去3年間の診療の医科レセプト
		その他の判定基準	次の項目にのみ該当し、そのほかの検査データが基準値の場合は、喫煙歴や肥満などの状況により受診勧奨をするか判断する。 ※1：収縮期血圧140mmHg～160mmHg未満 ※2：LDLコレステロール140～180mg/dl
	除外基準	がん、難病、精神疾患患者等の指導が困難な者	
重点対象者の基準			

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	対象者の医療機関受診率	通知後に医療機関を受診したかを確認する 効果検証結果データより	16.8% (県：14.7%)	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R3)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	受診勧奨の実施率	受診勧奨者/受診勧奨該当者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

プロセス (方法)	周知	
	勧奨	生活習慣病に係る病名での未受診者に対し、通知および電話による受診勧奨を実施する。【業者委託】 5月頃：発送資材の校正 6月頃：委託業者から対象者候補名簿の提供、通知送付対象者の選定（資格確認、除外判断） 6月末頃：通知発送 10月：委託業者から再勧奨対象者候補名簿の提供、対象者の選定 11月：電話勧奨前案内文書の発送、電話勧奨 3月：効果検証
	実施後の支援・評価	通知または電話勧奨後に、レセプトにより受診の有無を確認する。（3月）
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	・特定保健指導の対象者には保健指導を実施する。 ・※1、※2に該当し、医療機関受診勧奨通知を行わなかった対象者に、生活習慣改善のための支援を行う。（リーフレットの送付や生活習慣病講座等の勧奨等）

ストラクチャー (体制)	庁内担当部署	保健医療課
	保健医療関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など)	広島県健康福祉局国民健康保険課
	かかりつけ医・専門医	市内医療機関：保健事業等推進会議にて市内医療機関に実施状況について報告し、助言等を得る。
	国民健康保険団体連合会	データ提供を委託する。
	民間事業者	委託事業者により、レセプト・健診結果から対象者を抽出し、受診勧奨を実施する。
	その他の組織	
	他事業	特定保健指導事業、生活習慣病予防講座（高血圧、糖尿病）、慢性腎臓病予防講座
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	

事業 5

糖尿病性腎症の重症化予防事業

事業の目的	糖尿病性腎症の重症化を予防し、生活の質の維持・改善を図るとともに医療費適正化を目指す。		
事業の概要	糖尿病性腎症の該当者のうち、生活習慣の改善が効果的と判断できる病期の者を対象に、保健指導を実施しセルフマネジメントを支援する。		
対象者	選定方法	40歳以上75歳未満の国保被保険者（年度末年齢）のうち、糖尿病を起因とした腎症の病気が2期・3期または4期に該当する者で、主治医が保健指導を利用する必要があると判断した者を対象とする。	
	選定基準	健診結果による判定基準	前年3月～2月の特定健康診査結果において、a及びb、又はa及びcに該当した者 【a. HbA1c 7.0%以上または、空腹時血糖130mg/dl以上 b. 尿蛋白2+以上 c. eGFR50未満】
		レセプトによる判定基準	前年3月～2月のレセプトから抽出 糖尿病性腎症2期～4期の被保険者 ※2期～4期の治療内容 2期：早期腎症期 投薬・食事療法・運動療法 3期：顕性腎症期 投薬・食事療法（タンパク質制限）・運動軽度制限 4期：腎不全期 インスリン注射・食事療法（タンパク質制限）・運動制限・生活制限
		その他の判定基準	主治医がプログラムの利用を推奨する者
	除外基準	一型糖尿病、がん、難病、精神疾患、認知症、糖尿病透析予防指導管理料算定あり、プログラムの実施に問題があると江田島市が判断した者 市外医療機関通院者は対象から除外する。	
重点対象者の基準			

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	人工透析患者率 【広島県共通評価指標】	KDB「健康スコアリング（医療）」	0.24% (県0.321%)	0.24%以下	0.24%以下	0.24%以下	0.24%以下	0.24%以下	0.24%以下
	2	糖尿病性腎症による新規人工透析導入者数の推移	国保連	3人	3人以下	3人以下	3人以下	3人以下	3人以下	3人以下
	3	HbA1c8.0%以上の者の割合 【広島県共通評価指標】	KDB「集計対象者一覧」	1.498% (県1.169%)	1.45%	1.398%	1.348%	1.298%	1.248%	1.2%

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	保健指導終了者の割合（保健指導の実施率） 【広島県共通評価指標】	KDB「介入支援対象者一覧」、「糖尿病性腎症対象者の概数把握（フローチャート）」	8.0%	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上

プロセス (方法)	周知	・対象者に個別に勧奨通知を送付する。 ・主治医からプログラムの利用について勧奨する。		
	勧奨	5月末：前年度特定健康診査データ・レセプト情報から対象者を抽出 6月：対象者選定（主治医に判断を依頼、国保資格確認） 7月：勧奨通知の送付		
	実施および 実施後の 支援	利用申込	参加希望者は、主治医からプログラムの参加確認を受けた上で、事業に参加する。	
		実施内容	保健指導は、保健師等が面接・電話等で6か月間継続して実施する。	
		時期・期間	8月～1月	
		場所	市の公共施設、電話	
		実施後の評価	指導開始時、指導後の本人からの聞き取りと、検査結果により評価する。（3月）	
		実施後のフォロー・継続支援	糖尿病性腎症重症化予防事業完了者に対し、終了の翌年フォローアップ事業にて生活習慣の維持・改善を支援する指導を実施する。	
その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	指導時に参加者の生活習慣改善率を本人より聞き取り、生活習慣改善率の維持・改善に向けての指導を目指す。			

ストラクチャー (体制)	市内担当部署	保健医療課
	保健医療関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など)	保健事業等推進会議で、市内医療機関に対し事業説明を行う。医療機関への周知と協力体制をとる。
	かかりつけ医・専門医	事業の対象者を選定依頼、指示書作成、指導開始3か月後と6か月後の検査結果を依頼している。
	国民健康保険団体連合会	データ提供を委託する。
	民間事業者	委託事業者と連携し、指導体制を整える。
	その他の組織	
	他事業	修了者フォローアップ事業、慢性腎臓病予防講座
	その他 (事業実施上の工夫・留意点・目標等)	

事業 6

慢性腎臓病の重症化予防事業

事業の目的	①市民に慢性腎臓病についての知識の普及を図る。 ②国保被保険者の糖尿病以外による慢性腎臓病の重症化を予防するとともに、医療費適正化を目指す。
-------	---

事業の概要	【慢性腎臓病講座】 市内医療機関と協力して慢性腎臓病について普及啓発を図る。（慢性腎臓病講座の開催等） 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 糖尿病以外の疾患による慢性腎臓病該当者に、療養指導を行うことで重症化を予防する。
-------	--

対象者	選定方法	【慢性腎臓病講座】 本市に住所を有する者及び国保被保険者で特定健康診査の結果、慢性腎臓病の疑いのある者 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 国保被保険者のうち、特定健康診査の結果で慢性腎臓病の疑いのある者	
	選定基準	健診結果による判定基準	【慢性腎臓病講座】 国保被保険者で特定健康診査の結果でeGFR値が60未満または、2年以上続けて尿たんぱくが+以上の者及び当該年度に糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者として抽出された者 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 国保被保険者で前年度の特定健康診査の結果、eGFR値の低下（eGFR45～60未満及び蛋白尿陽性）が認められ、糖尿病以外の疾患による慢性腎臓病で、主治医が療養指導を受ける必要があると認められた者
		レセプトによる判定基準	【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 レセプト情報により、主治医を確認する。
		その他の判定基準	【慢性腎臓病講座】 前年度糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者のうち、病期ステージⅡ・Ⅲの者 前年度の糖尿病性腎症重症化予防プログラム修了者・修了予定者
	除外基準	【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 生活習慣病の主治医が市外の医療機関である者	
重点対象者の基準			

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	人工透析患者率 【広島県共通評価指標】	KDB「健康スコアリング（医療）」	0.2% (R4)	0.2%未満	0.2%未満	0.2%未満	0.2%未満	0.2%未満	0.2%未満
	2	慢性腎臓病（透析あり）医療費	KDBデータ	9,623円 (R4) ※同規模：7,986円	9,519円	9,415円	9,311円	9,208円	9,104円	9,000円

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	講座参加率（参加者／勧奨者）	事業実数	7.5% (24人)	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上
	2	慢性腎臓病予防プログラム実施者数	事業実数	-	5人	5人	5人	5人	5人	5人

プロセス（方法）	周知	【慢性腎臓病講座】 国保被保険者の対象者には、個別に勧奨通知を送付及び市広報紙で周知をする。 講演会実施月に合わせて、市広報紙で講座の開催について市民に周知する。 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 国保被保険者で、前年度の特定健康診査結果から抽出した事業対象者のうち、主治医が選定した者に事業勧奨通知を個別送付する。	
	勧奨	【慢性腎臓病講座】 事業対象者に1月上旬に個別通知する。 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 主治医の判断により対象者を決定し、個別に勧奨通知を送付する。	
	実施および実施後の支援	利用申込	対象者は市に直接申し込み
		実施内容	【慢性腎臓病講座】 慢性腎臓病についての知識の普及を市内医療機関と協力して実施する。（慢性腎臓病講座の実施、慢性腎臓病リーフレットの配布） 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 前年度の特定健康診査結果で慢性腎臓病該当者のうち、主治医の指示のある者に慢性腎臓病予防プログラムを実施する。
		時期・期間	【慢性腎臓病講座】 慢性腎臓病講座（2月頃）、リーフレットの配布（特定健康診査結果返却時） 【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 対象者の抽出及び選定（4月）、勧奨通知の送付（7月）、予防プログラムの実施（8月～1月）
		場所	市内
		実施後の評価	アンケートの実施による評価
		実施後のフォロー・継続支援	
その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）			

ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	保健医療課
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	保健事業等推進会議にて市内医療機関と協議する。 【慢性腎臓病予防講座】 市内外の医療機関の医師、管理栄養士に講演を依頼する。
	かかりつけ医・専門医	【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 事業利用対象者については、主治医の選定により決定する。プログラム利用者の指導状況については、業者から主治医に報告書を送付する。
	国民健康保険団体連合会	KDBデータにより対象者の抽出、評価を行う。
	民間事業者	【慢性腎臓病重症化予防プログラム】 保健指導受託事業者
	その他の組織	
	他事業	糖尿病性腎症重症化予防プログラム
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	

事業 7

後発医薬品の使用促進事業

事業の目的	被保険者の医療費負担の軽減や医療費適正化を図るため、先発医薬品からジェネリック医薬品への切り替えを促進する。									
事業の概要	対象者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の効果額（薬剤軽減可能額）を通知する。 ジェネリック医薬品希望シールの配布 ジェネリック医薬品の利用促進に係る啓発の実施									
対象者	レセプトデータ及び被保険者マスタから、以下の選定基準により対象者を抽出する。 ・先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、1か月の自己負担額の削減効果が100円以上見込まれる者 国民健康保険新規加入者									
	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時 実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	ジェネリック医薬品普及率 (数量ベース)	事業報告書	76.3%	80.0%	80.5%	81.0%	81.5%	82.0%	82.5%
	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時 実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	後発医薬品差額通知送付率	対象者に送付した割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
プロセス（方法）	レセプトデータ等から対象者を抽出し、後発医薬品利用差額通知書を送付する。 新規加入者へジェネリック医薬品希望シールを配布する。 広報紙等により、ジェネリック医薬品の情報を提供する。									
ストラクチャー（体制）	広島県国民健康保険団体連合会（差額通知書作成・発送） 保健医療課（ジェネリック医薬品希望シールの配布・広報紙への掲載）									

事業 8

重複受診・頻回受診・重複服薬者への訪問指導事業

事業の目的	重複・頻回受診者、重複服薬者に対して、文書による通知や保健指導等を行うことで受診・服薬等を改善させ、適正受診・適正服薬を推進させるとともに医療費適正化を図る。									
事業の概要	指導候補者に訪問または電話により、適正受診を促進するための個別保健指導を行う。									
対象者	レセプトデータ及び特定健診データから、以下の選定基準により指導候補者を抽出する。 【重複受診者】 1か月間で同系の疾病を理由に3医療機関以上受診している者 【頻回受診者】 1か月間で同一医療機関に8回以上受診している者 【重複服薬者】 1か月間で同系の医薬品が複数の医療機関で処方され、投与日数合計が60日を超える者									
	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	保健指導後の改善率	事業報告書	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績 (R4)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	保健指導実施率	対象者のうち保健指導を実施した割合	2.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
プロセス (方法)	指導候補者に訪問または電話による健康相談についての案内文書を送付する。 指導候補者に電話をし、了承が得られた指導候補者に対し担当相談員 (保健師等) が、訪問または電話により保健指導を実施する。									
ストラクチャー (体制)	委託事業者 (候補者リストの作成・案内文書発送・保健指導)									

事業 9

生活習慣病予防対策事業（糖尿病予防教室）

事業の目的	特定健康診査結果で高血糖域の対象者が、高血糖状態が身体に及ぼす影響について正しい知識を学ぶことで、自らの生活習慣を見直し、改善するための機会となるよう支援を行う。
事業の概要	病態、歯周病、栄養、運動についての教室を開催し、糖尿病予防の予防につながる生活習慣の獲得を目指す。
対象者	前年度国保特定健康診査（40～74歳）の結果から、次の条件を全て満たす対象者 ①HbA1c 5.6以上 ②レセプトで糖尿病の診断のない者 ③問診票で糖尿病の服薬のない者

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時 実績	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	参加者次年度健診受診率	特定健診特定保健指導データ管理システムによる確認【年度末】	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	2	参加者次年度HbA1c改善率	特定健診特定保健指導データ管理システムによる確認【年度末】	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時 実績 (R5)	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	教室参加率	【事業実数】 参加者/対象者	68% (27人)	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上

プロセス（方法）	前年度の国保特定健康診査の結果から、対象者を選定し通知や電話により勧奨を行う。3か月間に3回の教室を開催し、それぞれの教室で、病態・歯周病、栄養、運動について専門職による健康教育を実施する。併せて特定健康診査の継続受診を促す。
----------	---

ストラクチャー（体制）	歯周病予防：市内歯科医師 栄養：在宅栄養士の管理栄養士（栄養士） 運動：委託業者により実施する。 事業の実施について、保健事業等連携会議により市内医療機関に説明、報告を行う。
-------------	--

事業 10

保健事業と介護予防の一体的実施事業

事業の目的	複数の慢性疾患を持ち、フレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、地域や住民主体の通いの場で、医療専門職が保健事業と介護予防両方の視点を持ちながら、後期高齢者のフレイル予防を一体的に提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるよう目指す。
事業の概要	通いの場におけるフレイル予防（栄養、運動、口腔）に関する知識の普及、健康相談等
対象者	住民主体の通いの場に通う65歳以上の参加者（国保以外の被保険者も含む）

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム指標	1	①フレイルについての知識の獲得率 ②体力が維持できている者の割合（SMI、握力）	【評価対象】事業参加者 【方法】測定結果及びアンケート		①100% ②60%以上	①100% ②60%以上	①100% ②60%以上	①100% ②60%以上	①100% ②60%以上	①100% ②60%以上
	2	70～74歳 国保女性の関節疾患一人当たり医療費	KDB	44,773円 (R4) ※同規模：35,847円	43,978円	43,183円	42,388円	41,593円	40,798円	40,000円

	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値					
					2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトプット指標	1	フレイル予防事業受講者数（累積）	事業実績【累積】	75人	160人	240人	320人	400人	480人	560人

プロセス（方法）	①KDBシステムによる地域分析を保健師が行い、地区を決定する。7か月間に5回介入し、フレイル予防について栄養、運動、口腔の視点から専門職による普及啓発を行う。合わせて看護師による健康相談を実施する。（1圏域/年） ②本事業対象圏域以外の地区で出前講座によりフレイル予防講座を実施する。
----------	---

ストラクチャー（体制）	事業について、市内医療機関及び地区民生委員協議会に説明、報告を行い、必要に応じて介護（地域包括支援センター）や、医療機関と連携を図る。また、事業評価については国保連合会のヘルスサポート事業を利用する。
-------------	--

V その他

<p>データヘルス計画の 評価・見直し</p>	<p>本計画の保健事業の評価は年度ごとに行うとともに、保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。また、計画期間の途中で、進捗確認・中間評価を行い、必要に応じて実施内容等の見直しを行う。計画の最終年度では、次期計画の策定を見据えて最終評価を行う。評価・見直しに当たっては、地域の関係機関等に指導・助言を受けるとともに、本市国民健康保険運営協議会に諮り改善するものとする。</p>
<p>データヘルス計画の 公表・周知</p>	<p>本計画については、市ホームページなどで公表するとともに、あらゆる機会を通じて本計画の周知啓発を図る。</p>
<p>個人情報の取扱い</p>	<p>個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう措置を講じる。</p>
<p>地域包括ケアに係る 取組</p>	<p>医療・介護・予防・住まい・生活支援等、暮らし全般を支えるため、直面する課題等について議論する場に国保保険者として参加する。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組と連携する。</p>
<p>その他留意事項</p>	

第4期特定健康診査等実施計画

背景・現状等	<p>保険者は、平成20(2008)年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）により、40歳～74歳を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、特定健康診査等実施計画を定めることとされた。これを受け、本市においても高確法第18条に定める基本方針に基づき、「特定健康診査等実施計画」（高確法第19条）を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防等の取組を推進している。</p> <p>特定健診の受診者数は、対象者数の減少に伴い減少傾向にある。令和4(2022)年度の受診率は32.3%で、令和元(2019)年度の35.8%をピークに向上していない。広島県受診率よりは高いが、全国受診率より約5%低くなっている。</p> <p>性別・年代別では、全般に女性の受診率が高く、加齢とともに受診率が向上する傾向にある。70～74歳では、男性38.3%、女性41.4%となっている。しかし、54歳以下の年代は、男女ともに20%未満と低い。</p>
特定健康診査等の実態における基本的な考え方	<p>糖尿病や脳・心血管疾患（脳卒中や虚血性心疾患等）等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させることができるよう、保健指導が必要な者を的確に抽出するための検査項目を健診項目とする。</p>

1 達成しようとする目標						
	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
特定健康診査の実施率	37%	42%	47%	52%	56%	60%
特定保健指導の実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上

2 特定健康診査等の対象者数						
	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
【特定健康診査】 対象者数	4,141人	3,994人	3,859人	3,738人	3,627人	3,527人
【特定健康診査】 目標とする実施者数	1,532人	1,677人	1,813人	1,944人	2,031人	2,116人
【特定保健指導】 対象者数	168人	184人	199人	213人	223人	232人
【特定保健指導】 目標とする実施者数	59人	74人	90人	107人	123人	139人

3. 1 特定健康診査等の実施方法【特定健康診査】	
対象者	<p>加入者のうち特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる者（実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む）で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）を対象とする。妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号。以下「除外告示」という。）で規定する者）は、上記対象者から除く（年度途中での妊娠・刑務所入所等は、異動者と同様に、対象者から除外）。</p>
実施場所	<p><集団健診> 毎年、7月に市内7会場 延べ9日間実施</p> <p><個別健診> 県内特定健康診査受託医療機関（集合契約B）</p>

法定の実施項目	
基本的な健診項目	
項目	備考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む。
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMI が20 未満の者、もしくはBMI が22 kg/m ² 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないとする時は省略可。腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMI の測定	BMI＝体重(kg) ÷身長(m)の2乗
血圧の測定	
肝機能検査	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST（GOT）） アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT（GPT）） ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT） 血
血中脂質検査	空腹時中性脂肪（血清トリグリセライド）の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量 高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）の量 低比重リポ蛋白コレステロール（LDL コレステロール）の量 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c（HbA1c）、やむを得ない場合は随時血糖
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無
医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目	
追加項目	備考
12誘導心電図	当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg 以上若しくは拡張期血圧が90mmHg 以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者
眼底検査	当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者 ① 血圧 a 収縮期血圧 140mmHg 以上 b 拡張期血圧 90mmHg 以上 ② 血糖 a 空腹時血糖 126mg/dl 以上 b HbA1c（NGSP）6.5%以上 c 随時血糖 126mg/dl 以上
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
血清クレアチニン検査及びeGFR	広島県追加項目のため全員に実施する。ただし基本項目で実施した場合実施しない。
血糖（HbA1c）	広島県追加項目のため全員に実施する。ただし基本項目で実施した場合実施しない。
血中尿酸	広島県追加項目のため全員に実施する。
実施時期又は期間	<集団健診> 7月頃 <個別健診> 6月1日～翌年2月末
外部委託の方法	<①外部委託の有無> 集団健診の実施については、総合健診センターに委託して実施する。 <②外部委託の契約形態> 随意契約
周知や案内の方法	①市は特定健康診査対象者（4月1日を基準）に特定健康診査受診券、勧奨通知を送付する。 ②市の広報紙と一緒に「健診ガイドブック」を配布（5月）し、ホームページ等に掲載する。 ③SNS（江田島市LINE）を活用して周知を図る。
事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法	【受診者本人から受領する場合】 人間ドックの結果提供への働きかけ、見なし健診について、地区医療機関に協力要請
その他（健診結果の通知方法や情報提供等）	・ 集団健診は、市内7会場でがん検診と一緒に実施する。（休日も実施あり） 【健診結果の通知方法】 集団健診：健診終了後、1か月以内に結果を受診者に郵送する。 個別健診：実施医療機関が受診者に結果を説明（または郵送）する。

3. 2 特定健康診査等の実施方法【特定保健指導】

対象者	<p>40～74歳までの国保被保険者のうち、特定保健指導の基準に該当した者。次の対象者の階層により、対象者を選定する。</p> <p>【ステップ1】 腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定する。 腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上（1） 腹囲：腹囲（1）以外かつBMI\geq25kg/m²</p> <p>【ステップ2】 検査結果及び質問票より追加リスクをカウントする。</p> <p>①血圧高値 a 収縮期血圧 130mmHg以上又は b 拡張期血圧 85mmHg以上</p> <p>②脂質異常 a 空腹時中性脂肪 150mg/dl以上又は (やむを得ない場合は随時中性脂肪175mg/dl以上) b HDLコレステロール 40mg/dl未満</p> <p>③血糖高値 a 空腹時血糖（やむを得ない場合は随時血糖）100mg/dl又は b HbA1c（NGSP）5.6以上</p> <p>④質問票 喫煙あり</p> <p>⑤質問票 ①、②又は③の治療にかかる薬剤を服用している者は特定保健指導の対象から除外する。</p>				
対象者の階層	腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対 象 40～64歳 65～74歳	
	≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機づけ支援
		1つ該当			
	上記以外で BMI \geq 25	3つ該当	あり	積極的支援	動機づけ支援
		2つ該当			
1つ該当		/			
実施場所	原則、本市内の保健センター等公共施設、または対象者宅へ訪問して実施する。				
実施内容	動機付け支援	<p>集団健診における特定保健指導対象者は、集団健診会場で初回面接または後日の初回面接の予約を行う。</p> <p>個別健診における特定保健指導対象者は、健診実施約2か月後に案内を送付し、申込みに基づいて実施する。</p> <p>対象者の特徴・属性に応じた効果的な指導を実施する。初回面接で、対象者の問題点を明らかにし、本人とともに計画目標を立てる。状況に応じ適宜、指導期間中の生活習慣や血圧等のモニタリングを行い最終評価につなげる。</p> <p>・初回面接及び面接から継続的に支援し、3か月経過後に、面接、電話などにより評価を行う。 詳細については、特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）による。</p>			
	積極的支援	<p>集団健診における特定保健指導対象者は、集団健診会場で初回面接または後日の初回面接の予約を行う。</p> <p>個別健診における特定保健指導対象者は、健診実施約2か月後に案内を送付し、申込みに基づいて実施する。</p> <p>対象者の特徴・属性に応じた効果的な指導を実施する。初回面接で、対象者の問題点を明らかにし、本人とともに計画目標を立てる。状況に応じ適宜、指導期間中の生活習慣や血圧等のモニタリングを行い最終評価につなげる。</p> <p>・初回面接及び面接から3か月継続的に支援し、面接、電話などを実施する。アウトカム評価とプロセス評価を行い合計が180pt以上で支援を実施したこととなる。詳細については、特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）による。</p>			
実施時期又は期間	特定健康診査実施後の約2か月後に、対象者に特定保健指導利用券を送付し、順次実施する。				
外部委託の方法	<p><①外部委託の有無> 有</p> <p><②外部委託の契約形態> 広島県国民健康保険団体連合会を代行機関として、広島県医師会と集合契約を締結する。</p>				
周知や案内の方法	特定保健指導対象者には全員に、「特定保健指導利用券」を送付する。また、本市広報紙等で特定保健指導についての案内を掲載する。				
特定保健指導対象者の重点化（重点化の考え方等）	<p>・特に65歳未満の対象者に積極的に勧奨を行う。</p> <p>・高齢者においては、内臓脂肪の蓄積が考えられる場合においても、食事制限による低栄養、筋肉量低下を防ぐため、急激な減量を避けるように注意する。</p>				

3. 3 特定健康診査等の実施方法に関する事項【年間スケジュール等】		
特定健康診査・特定保健指導	年度当初	<p>【特定健康診査】</p> <p>3月：【国保連関係事務】受診券除外リスト作成、集合契約委任状</p> <p>4月：特定健康診査実施要領起案、（受診率向上事業契約令和6(2024)年度はプロポーザル準備）、受診券封入封緘業務委託、健診ガイドブック世帯配布（広報同時配布）、集団健診申込業務委託事務</p> <p>【特定保健指導】</p> <p>前年度の特定保健指導の対象者に、随時、特定保健指導を実施する。</p>
	年度の前半	<p>【特定健康診査】</p> <p>5月：受診券発送、住民健診等事務担当者会議、みなし健診契約締結</p> <p>6月～翌年2月：個別健診実施</p> <p>6月：集団健診実施委託契約</p> <p>7月：7会場9日間集団健診の実施</p> <p>8月：受診率向上受診勧奨事業委託契約</p> <p>【特定保健指導】</p> <p>7月：集団健診会場で、集団健診における特定保健指導対象者は、集団健診会場で初回面接または後日の初回面接の予約を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診で特定保健指導の対象者に、随時、特定保健指導を実施する。 ・特定保健指導未利用者には電話による利用勧奨を行う。
	年度の後半	<p>【特定健康診査】</p> <p>9月：受診勧奨はがきの送付（1回目）</p> <p>10月：保健事業等推進会議（医師会対象）</p> <p>11月：若年層受診勧奨はがき送付</p> <p>1月：受診勧奨はがきの送付（2回目）</p> <p>3月：保健事業等推進会議（2回目）、次年度準備</p> <p>【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診での特定保健指導の対象者に、随時、特定保健指導を実施する。 ・保健指導未利用者には電話による利用勧奨を行う。
月間スケジュール	<p>【特定健康診査】</p> <p>個別健診国保連請求支払い事務、特定健康診査データのダウンロード</p> <p>【特定保健指導】</p> <p>個別保健指導国保請求支払い事務、特定保健指導実績入力事務（10月法定報告）</p>	
4 個人情報の保護		
記録の保存方法	<p>個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守する。ガイドラインにおける役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知を図る。</p>	
保存体制、外部委託の有無	<p>特定健康診査・特定保健指導の外部委託については、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の業務の進行等契約状況を管理していく。</p>	
5 特定健康診査等実施計画の公表・周知		
特定健康診査等実施計画の公表方法	<p>本計画については、市ホームページなどで速やかに公表し周知に努める。</p> <p>また、市内医療機関に会議、本市国民健康保険運営協議会などを通じて周知を行う。</p>	
特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法	<p>特定健康診査、特定保健指導の意義や必要性などについては、広報紙に掲載するほか、出前講座などを通じて、本市の生活習慣病の医療費の状況などと関連付けながら普及啓発を行っていく。</p>	
6 特定健康診査等実施計画の評価・見直し		
特定健康診査等実施計画の評価方法	<p>本計画の評価については、年1回標準的な評価指標に従い達成状況の評価を行うとともに、実施方法等についても本市国民健康保険運営協議会に諮り改善する。</p>	
特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方	<p>本計画の見直しについては、本市国民健康保険において定期的に検討するとともに、保険運営の健全化の観点から、本市国民健康保険運営協議会において毎年進捗状況を報告し、目標の妥当性を検討し改善する。</p>	
7 その他事項		